

令和3年9月1日
政策経営部
生活文化政策部
保健福祉政策部
都市整備政策部
教育委員会事務局

(仮称)世田谷区未来つながるプラン(素案)について

1 主旨

令和4年度～令和5年度の2年間を計画期間とする(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)の素案を取りまとめたので、報告する。

2 計画素案

別紙1「概要版」及び別紙2「計画素案」のとおり

3 構成

第1章 計画の策定について

- ・計画の位置づけ・期間 等

第2章 策定の背景

- ・社会状況の変化、将来人口推計、財政見通し、次期基本計画に向けて

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

- ・基本的な考え方、施策体系、4つの政策の柱に基づく個別施策 等

第4章 DXの推進

- ・Re・Design SETAGAYAへのステップ(2年間の取組み) 等

第5章 行政経営改革の取組み

- ・行政経営改革10の視点に基づく取組み、外郭団体の見直し、公共施設等総合管理計画に基づく取組み 等

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年 9月15日～

パブリックコメント

11月

5 常任委員会報告(検討状況)

令和4年 1月

5 常任委員会報告(計画案)

3月

計画策定

(仮称) 世田谷区未来つながるプラン2022-2023 (実施計画)

【素案・概要版】

**世田谷区
令和3年9月**

第1章 計画の策定について

〈計画の位置づけ〉

これまでの取組み

- 基本計画の実現に向けた具体的な取り組みを示す計画（実施計画）として、「新実施計画」を策定
- 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑みて策定した「政策方針」に基づき、政策課題の優先順位を整理し、あらゆる施策の本質的な見直しを推進

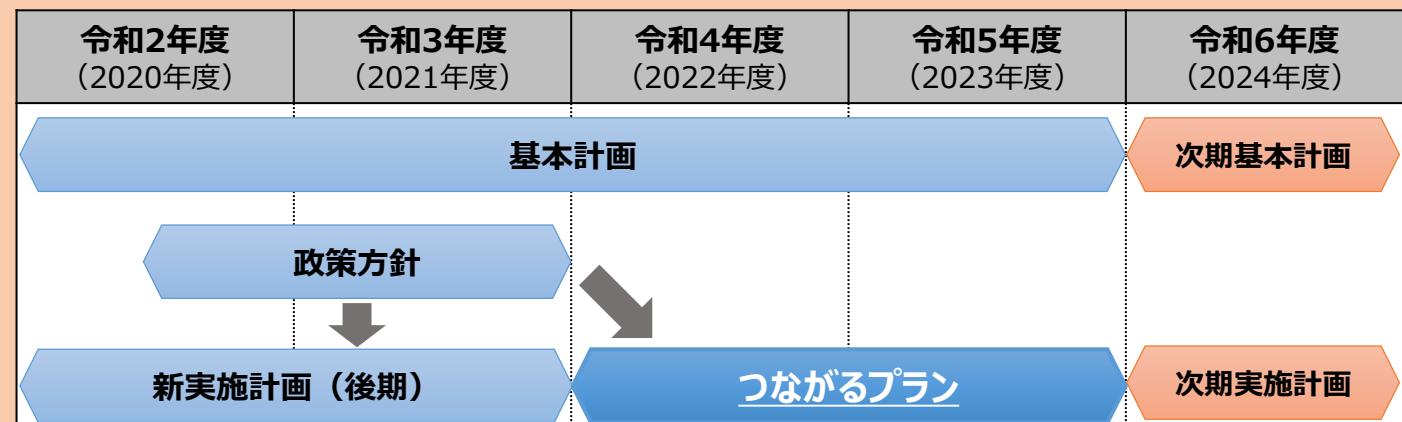


本計画の位置づけ

- 「政策方針」を踏まえながらも、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画につながる計画として策定
- 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期世田谷区総合戦略」として位置づけ、一体的に管理

〈計画期間〉

- 計画期間は、令和4年度～令和5年度の2年間



第2章 策定の背景

＜社会状況の変化＞

(1)新型コロナウイルス感染症の影響

- 社会全体の価値観や行動の変化への対応や、持続可能な行財政運営の確保、事務事業の見直しを進める必要がある

(3)人口トレンドの変化

- 今後の人団構成の変化にも対応するため、新たなにぎわいや魅力の創出により、自治体として持続的な成長を遂げる必要がある

(5)高度情報化社会の到来と デジタル・トランスフォーメーション（DX）

- 先端技術を積極的に活用し、急速に変容する区民生活に応じた新たな行政サービスの構築や業務の効率化、区民視点での改革を進め、新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していく必要がある
(Re・Design SETAGAYA)

(2)SDGs（持続可能な開発目標）の推進

- 自治体レベルでもあらゆるステークホルダーと連携した分野横断的な取組みが求められている

(4)大規模自然災害の発生

- 激甚化・頻発化する災害から区民を守るために、さらなる防災・減災の取組みを強化するとともに、気候変動を緩和する取組みを進め、安全で災害に強いまちづくりを実現する必要がある

(6)地域における関わりの多様化

- 地域行政制度を基軸に、より住民に身近できめ細やかな施策を展開し、誰もが互いに支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことで、持続可能な住民自治を実現する必要がある

第2章 策定の背景

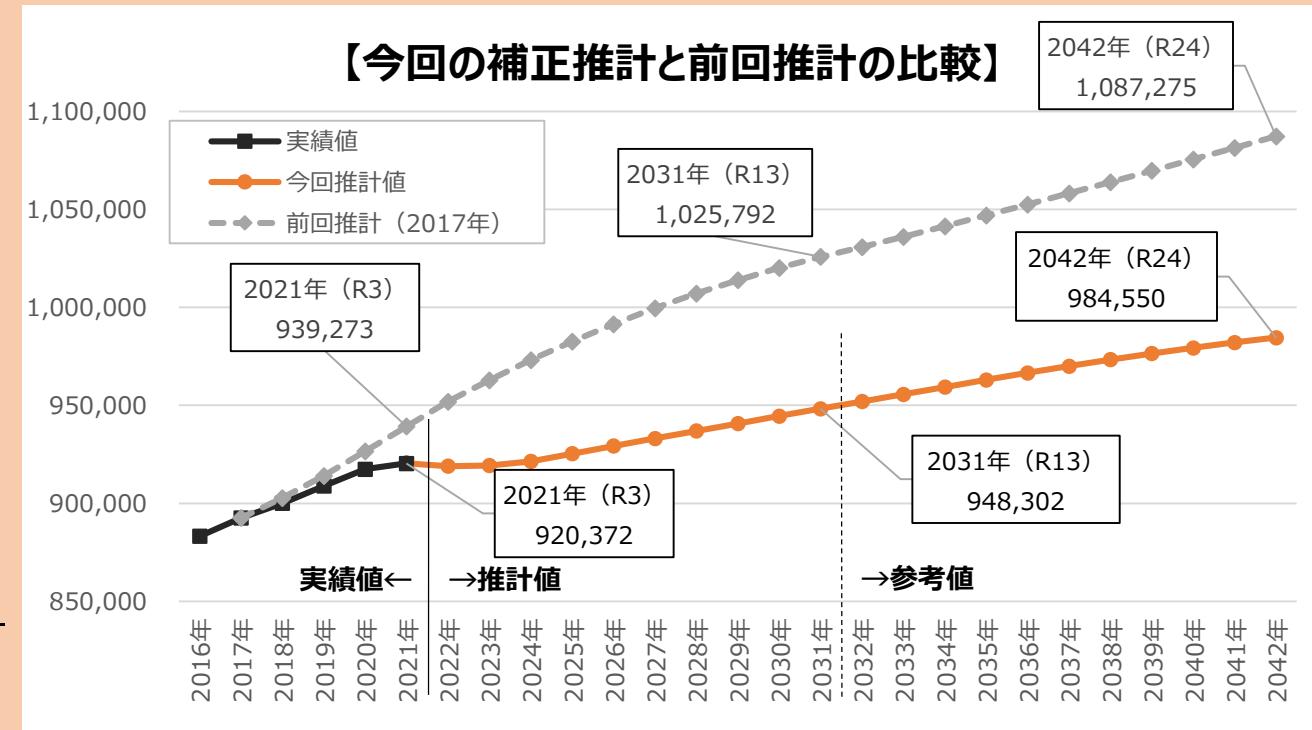
＜将来人口推計＞

- ◆ 平成29年7月に、「新実施計画（後期）」の策定に併せ、人口増加が継続する仮定で推計を実施

⇒ 平成29年以降の区の人口は推計値を下回って推移し、さらに転入超過の減少など、コロナ禍によるトレンドの変化により推計値と実績値の乖離が拡大



コロナ禍における人口動向を踏まえ、令和3年7月に将来人口推計の補正を実施



【推計結果】

- 令和4年に人口減となるも、その後は増加に転じ、年0.4%程度の増加傾向が継続
 - 令和13年の区人口は948,302人に達すると推計（令和3年比：約28,000人増）
- ⇒ 中長期的な増加傾向が緩やかに

【課題・展望】

- 保育や介護など、今後の福祉サービスの需要の見極めが必要
- 生産年齢人口の維持や年少人口の増加を図るなど、人口構成のバランスを重視した施策展開により、持続可能で魅力ある世田谷を創出

第2章 策定の背景

<財政見通し>

◆今後2年間の財政見通し（令和3年8月時点修正）

(単位：百万円)

区分	令和4年度			令和5年度			
	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	
歳入	特別区税	117,907	0	0.0%	117,907	0	0.0%
	地方消費税交付金	19,913	0	0.0%	19,913	0	0.0%
	特別区交付金	48,780	500	1.0%	49,380	600	1.2%
	国庫・都支出金	82,218	△ 1,312	△1.6%	84,247	2,029	2.5%
	繰入金	13,300	2,296	20.9%	16,010	2,710	20.4%
	特別区債	9,720	△ 1,793	△15.6%	16,937	7,217	74.2%
	その他	27,331	△ 512	△1.8%	28,062	731	2.7%
	歳入合計 (A)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
歳出	人件費	59,007	△ 812	△1.4%	59,684	677	1.1%
	行政運営費	228,511	△ 2,165	△0.9%	229,848	1,337	0.6%
	扶助費	100,448	1,653	1.7%	101,631	1,183	1.2%
	公債費	11,520	△ 649	△5.3%	11,073	△ 447	△3.9%
	他会計繰出金	26,683	454	1.7%	27,233	550	2.1%
	その他行政運営費	89,860	△ 3,623	△3.9%	89,910	51	0.1%
	投資的経費	31,651	2,157	7.3%	42,924	11,273	35.6%
	歳出合計 (B)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
	財政収支 C (A-B)	0			0		

【財政見通し】

- 令和3年2月に公表した今後5年間の中期財政見通しについて、令和4年度予算フレーム等を踏まえ、現時点における歳入見込みや必要経費等を反映し、今後の区の財政見通しの修正を実施



【今後の予定】

- 今後、つながるプランの計画案の策定に向けて、計画に位置づける施策の具体的な取組みを精査し、今後2年間（令和4年度～令和5年度）における事業費を示す。

第2章 策定の背景

＜次期基本計画の策定に向けて＞

【新実施計画の振り返り】

- 基本計画で掲げた目標に向けて、新実施計画に事業を位置づけて取組みを推進
(例：保育待機児童の解消、保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の開設)
- 基本計画策定後に顕在化した課題に対しては、新実施計画を見直すことで対応
(例：世田谷版ネウボラの推進、世田谷区児童相談所の開設)

◆次期基本計画の検討にあたって

◆マッチング、参加と協働による推進

- 基本計画で掲げている「協働」や「連携」を土台に、「協創」や「共創」へ
- さらにその先も見据え、新たな世田谷を創造することでさらなる発展を目指す

◆具体的な政策や施策検討にあたっての視点

➤ 「コロナ禍からの復興」

例：緊急時対応、グリーンリカバリー

➤ 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会」

例：超高齢社会への対応、気候変動の緩和と適応、災害に強いまちづくり

➤ 「地域コミュニティ」

例：地域行政の推進、居場所づくり

➤ 「子育てしやすいまち」

例：児童館、切れ目のない子育て支援、ICT活用

➤ 「持続可能な循環型社会」

例：カーボンニュートラル、グリーンインフラ、持続可能な地域経済、多様性、SDGs

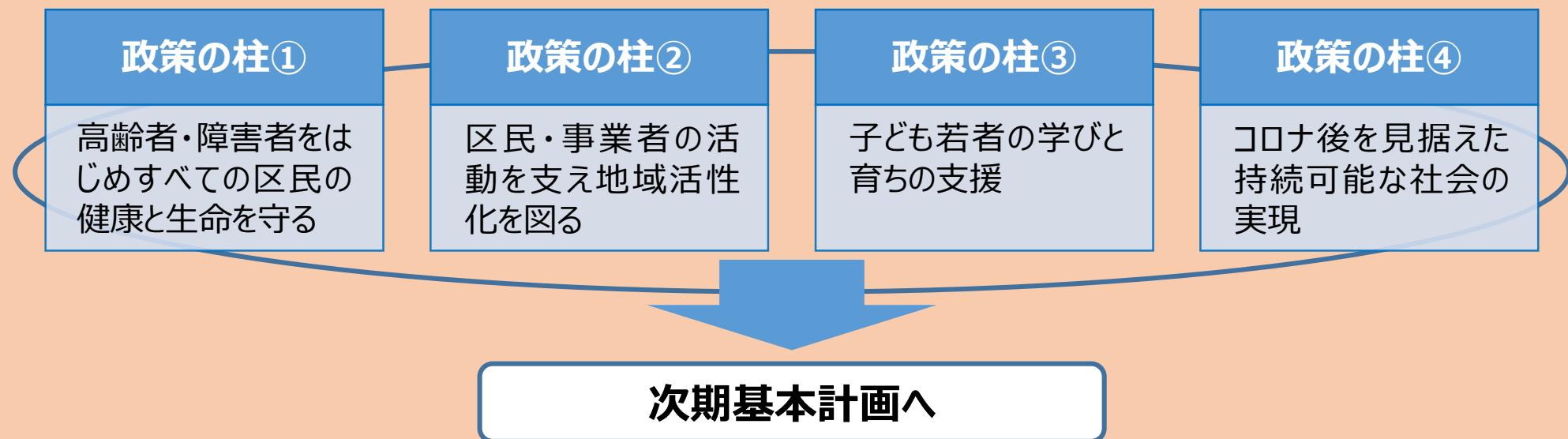
➤ 「新たな自治体経営」

例：DX、官民連携手法による公共施設、持続可能な行政運営

※その他、つながるプランにおける施策の状況や、コロナ後の社会状況等も踏まえて、総合的に検討

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

<基本的な考え方>



次期基本計画につなげていくために、4つの政策の柱を設け、施策を推進

◆ 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方

<位置づける施策>

- 新規条例の制定など、大きな動きがある施策
- 次期基本計画でも重要な位置づけとなることが想定され、今後2年間に重点的に取り組む必要がある、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進する施策

<位置づけない施策>

- 分野別計画に位置づけられている施策
(左記の条件に該当する重要な取組みは除く)
- 施設整備等のハード系事業
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策の施策は、時期を捉えて柔軟かつ機動的に対応する性質であるため、本計画には位置づけない

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

<SDGsの推進>

「政策の柱」ごとに、特に重点的に推進するSDGsのゴールを示す

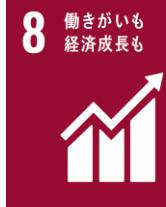
柱1

高齢者・障害者をはじめ
すべての区民の健康と生命を守る



柱2

区民・事業者の活動を支え
地域活性化を図る



柱3

子ども若者の学びと育ちの支援



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



参加と協働により
経済、社会、環境の
側面から取り組み、
「誰一人取り残さない」
包摂的な社会の
実現を目指す

柱4

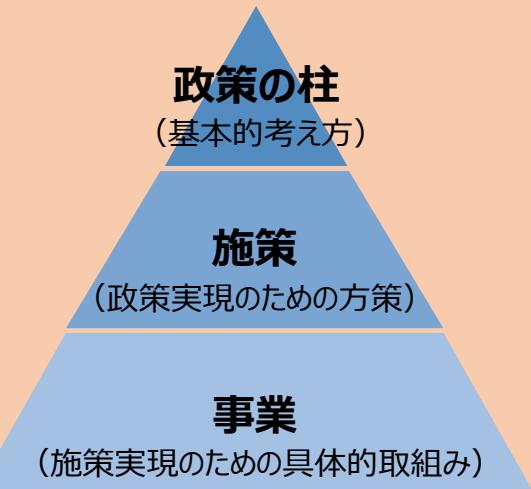
コロナ後を見据えた
持続可能な社会の実現



第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

【施策体系】

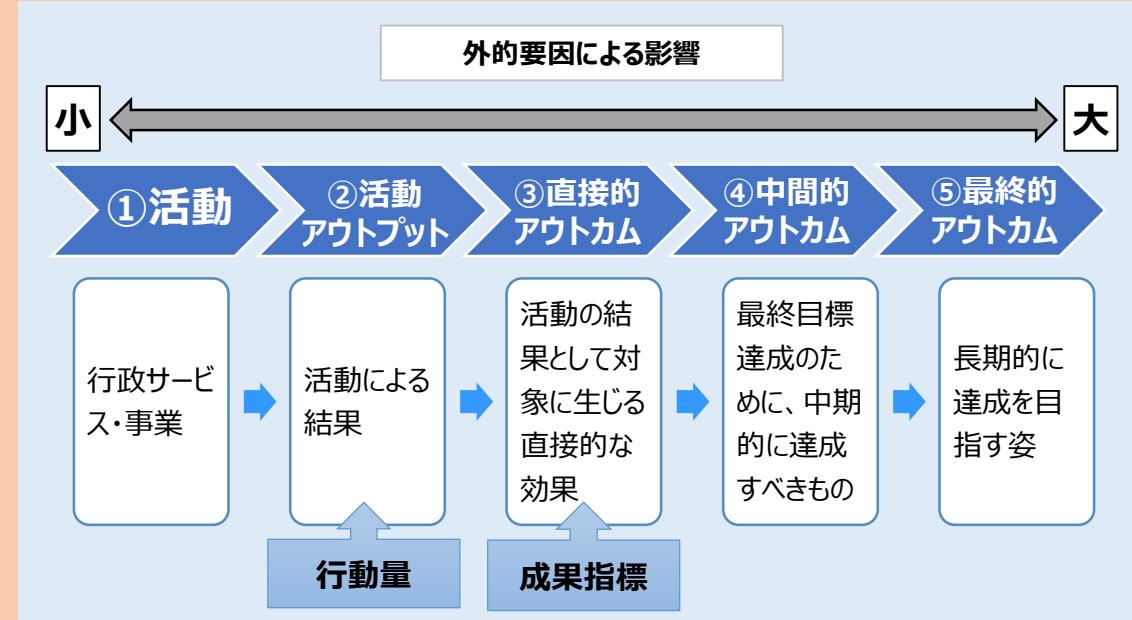
- 4つの政策の柱に位置づける施策について、「政策の柱—施策—事業」の体系に整理
- 施策ごとに「目指す姿」「施策を構成する事業」「取組みの方向性」「実現に向けた取組み（行動量）」「成果指標」を設定



【指標設定】

- 指標の設定にあたり、ロジックモデルを活用
- 成果指標は、最終目標に近づくほど外的要因によって左右されやすくなるため、計画期間も考慮し、行動量の成果や影響が直接的に生じる「直接的アウトカム」を成果指標として設定することを原則とする。

※直接的アウトカム：活動の結果として区民・事業者等の対象に与える直接的な効果



第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

◆政策の柱①

高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

No	施策名
施策 1	地域防災力の向上
施策 2	安全で災害に強いまちづくり
施策 3	ひきこもり支援の推進
施策 4	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進
施策 5	障害者の地域生活の支援
施策 6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化
施策 7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進

◆政策の柱②

区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

No	施策名
施策 8	地域行政の推進
施策 9	高齢者の地域参加促進
施策10	持続可能な地域経済の基礎づくり
施策11	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

◆政策の柱③

子ども若者の学びと育ちの支援

No	施策名
施策12	支援を必要とする子どもと家庭のサポート
施策13	社会的養育の推進
施策14	ICT基盤を活用した新たな教育の推進
施策15	教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進

◆政策の柱④

コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

No	施策名
施策16	多様性の尊重
施策17	気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進
施策18	循環型社会形成に向けた3Rの取組みの推進
施策19	魅力ある街づくり

Re・Design SETAGAYAへのステップ^①（2年間の取組み）

1) 行政サービスのRe・Designに向けた取組み

01 オンライン手続き 離れた場所から好きな時に電子申請や電子データによる手続きができる。	04 キャッシュレス 現金以外にも様々な方法で支払いが可能になる。
02 オンライン相談 離れた場所からでも職員と顔を合わせて、相談が可能になる。	05 セグメント受信 自分にとって必要な情報をすぐに知ることができる。
03 チャット相談・案内 曜日・時間帯を問わず、24時間いつでも問合せ可能になる。	06 デジタルデバイド解消 ICT機器の利活用による情報格差を生まない。

3) 区役所のRe・Designに向けた取組み

01 どこでも繋がるネットワーク インターネット環境へのスマートな接続や回線速度向上、事務用端末の利便性向上を図る。	-First step- 各取り組みの基盤となるICT利用環境の整備
02 オンラインツール活用の拡充 全員がいつでも、どこでも、誰とでも繋がる。多様な選択肢でフレキシブルな働き方ができる。	04 庁内オープンデータ 必要な時に必要な情報を取り出せる。データ分析に基づいたEBPMの取組を実現する。
03 コミュニケーションの活性化 チャットやフリーライブで他部署の職員とも連携でき、横断的なプロジェクトを生み出せる。	05 業務効率化 庶務事務等の省力化や電子化によって、本来業務に注力できる。

2) 参加と協働のRe・Designに向けた取組み

01 気軽な区民参加 いつでも、どこでも、誰でも区政に意見が言える。	03 コミュニケーションの多様化 区民や地域団体、事業者、行政などがそれぞれコミュニケーションをとれるようになる。
02 ニーズのみえる化 ニーズのみえる化によってEBPMの取組みや事業者提案型の地域課題解決を促す。	04 マッチングによる協働 マッチングにより地域活動に参加する機会を多様化する。

*EBPM : Evidence-based Policy Making 事実（エビデンス）に基づく政策立案

4) Re・Designを支える人材の確保・育成



第5章 行政経営改革の取組み

<行政経営改革10の視点に基づく取組み>

- 自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、行政経営改革の3つの基本方針と10の視点により、行政経営改革の取組みを着実に推進
- デジタル技術を活用する（検討を含む）取組み項目を明確化（DXを付記）

【基本方針1】区民に信頼される行政経営改革の推進

視点	取組み名
1 自治体改革の推進	(1)自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革 (2)自治体間連携等の推進（総合戦略）
2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	(1)地域行政の推進【再掲】 DX (2)公文書の適正な管理・活用の推進 DX (3)情報公開・個人情報保護制度の見直し DX (4)情報公開の推進 DX (5)広報機能の充実 (6)広聴機能の充実 (7)寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進
3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	DX (1)勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革 DX (2)DX推進を支える情報化基盤の強化 DX (3)保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み DX (4)保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み DX (5)機能的な窓口の実現に向けた取組み (6)災害対策本部機能の充実 (7)区役所全体のエネルギー使用量の削減
4 執行体制の整備	DX (1)執行体制の整備と人材育成

第5章 行政経営改革の取組み

【基本方針2】持続可能で強固な財政基盤の確立

視点	取組み名
5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	(1)行政評価の活用による事業の検証 (2)効果的な新公会計制度の運用
6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	(1)官民連携の取組み (2)魅力ある図書館運営・サービスの推進 DX (3)職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し
7 施策事業の効率化と質の向上	DX (1)時代にあった業務改善の取組み DX (2)事業手法の見直しによる効率化 (3)補助金の見直し (4)庁有車の統廃合 (5)区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）
8 区民負担等の適切な見直し	(1)使用料・利用料の見直し

【基本方針3】資産等の有効活用による経営改善

視点	取組み名
9 公有財産等の有効活用	(1)公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却 DX (1)区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進 (2)ネーミングライツによる税外収入の確保
10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	(3)区有地を活用した税外収入の確保 (4)公園を活用した税外収入の確保 (5)安全かつ効率的な公金運用 DX (6)債権管理重点プランに基づく取組み

第5章 行政経営改革の取組み

＜外郭団体の見直し＞

外郭団体を取り巻く状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業運営や経営への影響
- NPO等の公共サービスの担い手増加、民間事業者による公共的役割の高まり、官民連携手法の多様化
- SDGsの推進、世田谷区におけるDXの推進



取組みの方向性

外郭団体を取り巻く状況の変化を踏まえ、外郭団体改革基本方針における5つの改革の取組み方針に基づき、区民サービスの向上とより一層の効率的・効果的な経営体制の確立を目指して11団体ごとに改革を進める

改革の取組み方針

- ① 外郭団体のあり方に関する見直し
- ② 外郭団体への委託事業に関する見直し
- ③ 財政的視点・関与の見直し
- ④ 人的支援・関与の見直し
- ⑤ 中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

＜公共施設等総合管理計画に基づく取組み＞

世田谷区公共施設等総合管理計画（令和3年9月一部改訂（案））に基づき、持続可能な公共施設の維持管理を実現に取り組む

重点方針

重点方針	
重点方針 1	学校を中心とした複合化整備の推進
重点方針 2	効果的・効率的な公共施設整備の徹底
重点方針 3	既存施設の区民利用機会の更なる拡充

別紙 2

素案

(仮称)世田谷区未来つながる
プラン 2022-2023
(実施計画)

世田谷区
令和3年9月

目次

第1章 計画の策定について	1
1 計画の位置づけ・期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 世田谷区総合戦略	3
(3) つながるプランの計画期間	3
2 計画の進行管理	4
(1) P D C A サイクルによる計画の進行管理	4
第2章 策定の背景	5
1 社会状況の変化	6
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	6
(2) S D G s (持続可能な開発目標) の推進	6
(3) 人口トレンドの変化	7
(4) 大規模自然災害の発生	8
(5) 高度情報化社会の到来とデジタル・トランスフォーメーション (D X)	8
(6) 地域における関わりの多様化	9
2 将来人口推計	10
(1) 人口の動向	10
(2) 将来人口推計	11
(3) 将来人口推計から見える課題・展望	18
3 財政見通し	19
(1) 今後2年間の財政見通し（令和4年度から令和5年度） ※令和3年8月時点	19
(2) 推計にあたっての考え方	20
4 次期基本計画に向けて	21
(1) 新実施計画の振り返り	21
(2) マッチング、参加と協働の取組み	21
(3) 次期基本計画の検討にあたって	22
第3章 4つの政策の柱に基づく取組み	26
1 基本的な考え方	27
(1) 4つの政策の柱に基づく取組み	27
(2) 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方	28
(3) 分野別計画における主な取組み	29
(4) S D G s の推進	29
2 施策体系	31
(1) 施策体系	31
(2) 指標の設定	31

（3）計画の評価	32
3 施策一覧	33
4 4つの政策の柱に基づく個別施策.....	35
政策の柱1：高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る	35
政策の柱2：区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る	36
政策の柱3：子ども若者の学びと育ちの支援	37
政策の柱4：コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現	38
5 分野別計画における主な取組み.....	39
6 事業費一覧.....	39
第4章 DXの推進	40
1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進.....	41
（1）デジタル社会の実現に向けて	41
（2）世田谷区DX推進方針（～Re・Design SETAGAYA～）	41
（3）変革（Re・Design）への基盤づくり	42
2 Re・Design SETAGAYAへのステップ（2年間の取組み）	42
（1）行政サービスのRe・Designに向けた取組み	42
（2）参加と協働のRe・Designに向けた取組み	42
（3）区役所のRe・Designに向けた取組み	43
（4）Re・Designを支える人材の確保・育成	43
第5章 行政経営改革の取組み	44
1 行政経営改革10の視点に基づく取組み.....	45
行政経営改革の10の視点	45
取組み一覧	47
基本方針1 区民に信頼される行政経営改革の推進	49
基本方針2 持続可能で強固な財政基盤の確立	52
基本方針3 資産等の有効活用による経営改善	54
2 外郭団体の見直し	56
外郭団体改革の取組み方針	56
今後2年間の改革方針（各団体別）	57
3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み	60
取組み方針	60
取組み内容	61
4 行政経営改革効果額	63

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ・期間

2 計画の進行管理

1 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

世田谷区では、「世田谷区基本構想（平成 25 年 9 月議決）」に基づき、10 年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした、区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）」（以下「基本計画」という。）を定めています。

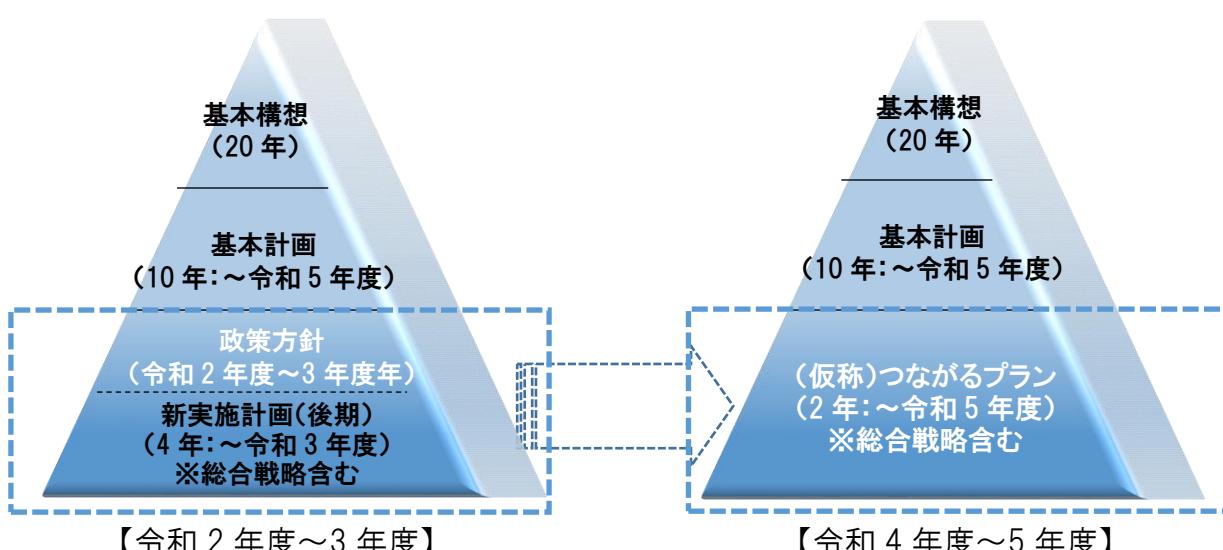
この基本計画の実現に向けた具体的な取組みを示す計画として、「新実施計画（前期）（平成 26 年度～平成 29 年度）」及び「新実施計画（後期）（平成 30 年度～令和 3 年度）」を策定し、これまで着実に施策を推進してきました。

一方、令和 2 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の影響により、複数年にわたり厳しい財政状況が見込まれるなか、切迫する区民ニーズに応え、持続可能な行財政運営を確保するとともに、政策課題の優先順位を全庁横断的に整理し、あらゆる施策について本質的に見直しを進めるため、「世田谷区政策方針（令和 2 年 9 月～令和 3 年度）」（以下「政策方針」という。）を策定し、区民生活の安全と安心を守り抜くための施策を最優先に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の収束もいまだ見通せず、厳しい財政見通しが続くなか、区の実施計画は令和 3 年度、基本計画は令和 5 年度で最終年度を迎えます。

こうした状況のなか、令和 4 年度及び令和 5 年度の実施計画については、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画策定につながる計画としていく必要があります。

そのため、政策方針を踏まえつつ、次期基本計画も見据え、新たな政策の柱を設定し、重点的な取組みを明確にした区民にわかりやすい計画として新たに再構築し、「（仮称）世田谷区未来つながるプラン」（以下「つながるプラン」という。）を策定します。



(2) 世田谷区総合戦略

つながるプランには、将来人口推計や持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取り組みを盛り込み、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、「第2期世田谷区総合戦略（令和2年度～令和5年度）」として引き続き位置づけ、一体的に管理を行っていきます。

①基本目標

以下の3つの基本目標の達成に向け、取組みを進めていきます。

基本目標1：多くの世代の希望の実現

基本目標2：地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築

基本目標3：心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流

②計画期間

令和2年度から令和5年度を計画期間とします。

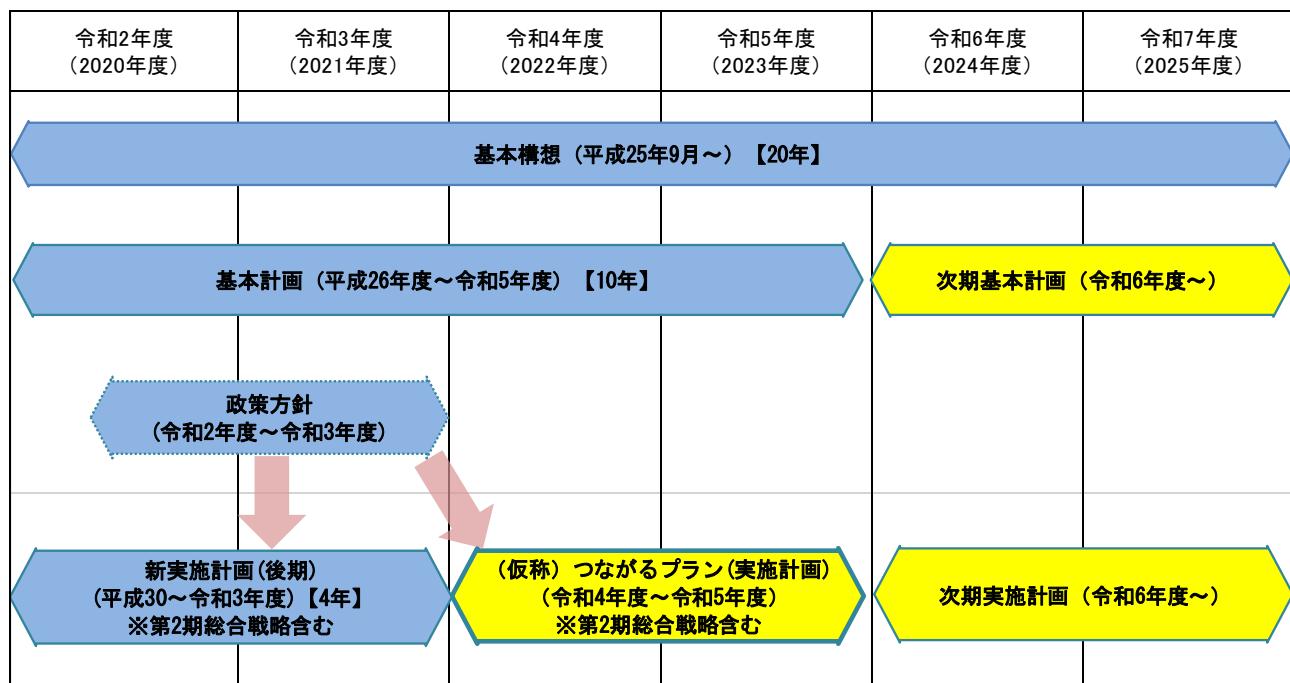
国においては、総合戦略の計画期間を5年間としていますが、基本計画・実施計画と整合を図るため、4年間の計画期間としています。

③具体的な施策・事業等

つながるプランにおける施策ごとに、どの「基本目標」の施策かわかるよう明示します。

(3) つながるプランの計画期間

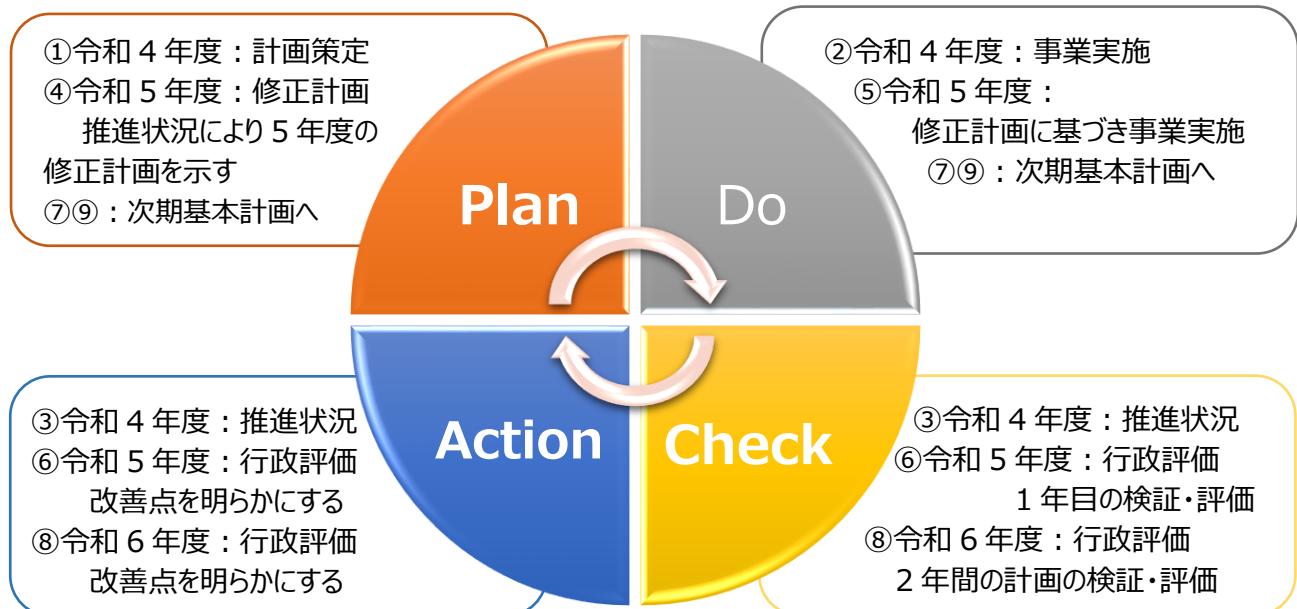
計画の期間は、令和4年度から令和5年度までの2年間とします。



2 計画の進行管理

(1) P D C A サイクルによる計画の進行管理

つながるプランでは、1年目にそれぞれの施策がどの程度進んでいるか推進状況を作成し、進捗管理を行い、必要に応じて計画の修正を行います。また、行政評価を通じて検証・評価を実施することで、P D C A サイクルにより進める計画としていきます。



第2章 策定の背景

- 1 社会状況の変化
- 2 将来人口推計
- 3 財政見通し
- 4 次期基本計画に向けて

1 社会状況の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月にはじめて確認されて以降、瞬く間に世界中に広がり、各国の主要都市で相次いで都市封鎖（ロックダウン）が実施されました。我が国においても、複数回にわたる緊急事態宣言が発出され、長期間にわたり、活動制限が実施されるなど、生命や健康のみならず、日常生活における外出や移動、地域経済や地域活動、学校教育など、様々な分野に甚大な影響を及ぼしました。

一方、コロナ禍の制約のなかで、産業構造や働き方、人と人とのコミュニケーションのあり方、デジタル化など、新しい生活様式への移行が進み、社会全体の価値観や行動の変化が生まれています。

ワクチン接種によっても、複数の変異株等によって完全な収束を見通すことはできず、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する前提で、区民の健康と生命を守り抜くことを第一に、感染拡大防止と、区民や事業者の社会・経済活動の維持・活性化の取組みを進めていく必要があります。同時に、新たな生活スタイルや働き方、変化する社会経済状況などに対応するため、様々な局面に合わせた柔軟な対策を講じていく必要があります。

また、経済への打撃も大きく、内閣府が発表した2020年度の実質GDP成長率は、前年度比4.6%減となり、リーマンショック時より悪く、戦後最大の落ち幅となるなど、引き続き、厳しい区民生活と区の財政状況が見込まれます。複数年にわたりコロナ以前の水準への回復が見込めない前提で、持続可能な行財政運営を確保するとともに、施策の優先順位を整理し、事務事業の見直しを進めていく必要があります。

(2) S D G s（持続可能な開発目標）の推進

S D G sは、2015年9月に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を期限とし、持続可能な生活を実現するための17のゴールと、達成すべき169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応しています。

コロナ禍において、世界共通で取り組むS D G sに対する認識が改めて広がっているなか、自治体レベルにおいても、あらゆるステークホルダー¹と連携した分野横断的な取組みを推進していくことが求められます。

¹ ステークホルダー：「利害関係者」のこと。区にかかわるすべての人を指す。

SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 人口トレンドの変化

世田谷区の人口は、これまで、想定を上回る速さで増加しており、前回新実施計画（後期）時点の人口推計（2018年推計）においても、2042年まで一貫して増加傾向が続くと見込んでいました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月から転出超過の状況が続き、令和3年4月1日時点の人口は、前回基本計画策定時の平成26年以降、はじめて前年度同月を下回る結果となりました。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の構成では、顕著な変化はみられませんが、30代～40代の子育て世代の人口は減少し、50代以上の年代は増加傾向が続いています。また、外国人の人口は、これまで増加傾向が続いていましたが、令和2年3月以降、減少傾向が続いています。

一方、令和2年10月の国勢調査では、948,147人（速報値）と過去最高の人口となり、住民基本台帳における人口との差が約3万人生じています。ごみの分量や災害時の避難など、住民基本台帳では把握できない人口についても、留意する必要があります。

当面は、コロナ後の動向を注視していく必要がありますが、2025年には、団塊世代が後期高齢者となり、人生100年時代ともいわれる超高齢社会は一層進展していきます。いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりや、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会を構築することが求められます。

また、今後の人団構成の変化にも対応するため、地域経済・活動の活性化、労働生産性の向上や資源循環型社会への転換など、新たにぎわいや魅力の創出により、自治体も持続的な成長を遂げる必要があります。

(参考) 基本計画策定時からの人口動向（4月1日時点）

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
870,063	877,833	887,994	896,057	903,613	912,095	921,556	920,471

（4）大規模自然災害の発生

近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しています。

さらに、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震など、大規模な地震も発生しています。関東大震災から100年を迎えるとしているなか、今後30年間に約70%の確率で首都直下地震等が発生するともいわれています。

世田谷区では、令和元年10月に発生した台風第19号により、上野毛・野毛地区、玉堤地区など多摩川沿いでは広範囲に浸水被害が発生しました。

激甚化・頻発化する災害から区民を守るため、さらなる防災・減災の取組みを強化するとともに、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を緩和する取組みを着実に進め、安全で災害に強いまちづくりを実現する必要があります。

（5）高度情報化社会の到来とデジタル・トランスフォーメーション（DX）

IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータなど、社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術進展するなか、国は、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society5.0」の実現を提唱しています。

また、従来からの業務やプロセスのデジタル化（デジタイゼーション²、デジタライゼーション³）をさらに発展させ、デジタル技術により変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）⁴」への取組みも、コロナ禍により様々な分野において急速に広まっています。

人々の暮らしを豊かにする先端技術を積極的に区政運営に取り入れ、急速に変容する区民生活に応じた新たな行政サービスを構築するとともに、新しいスタイルでの働き方による区の業務の効率化・区民視点での改革を一層進め、新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していく必要があります（Re・Design SETAGAYA）。

² デジタイゼーション：デジタル技術を活用することで、既存のビジネスプロセスをデジタル化すること。

³ デジタライゼーション：デジタル技術を活用することで、既存のビジネスモデルを変革すること。

⁴ デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(6) 地域における関わりの多様化

コロナ禍による外出自粛やテレワークの急速な普及など、職住近接の進展により身近な地域で過ごす時間が増えたことで、地域への関心が高まる一方、人ととの交流の減少により地域で互いに支える力の衰退が懸念されるなど、新たな地域コミュニティのあり方が問われています。

また、単独世帯の割合が、この間増加傾向にあり、平成27年の国勢調査の結果によると、一般世帯のおよそ半数を占めており、今後も増加が予想されます。特に、高齢者の単独世帯の増加は、貧困のリスク、社会的孤立や介護需要への影響も懸念されます。

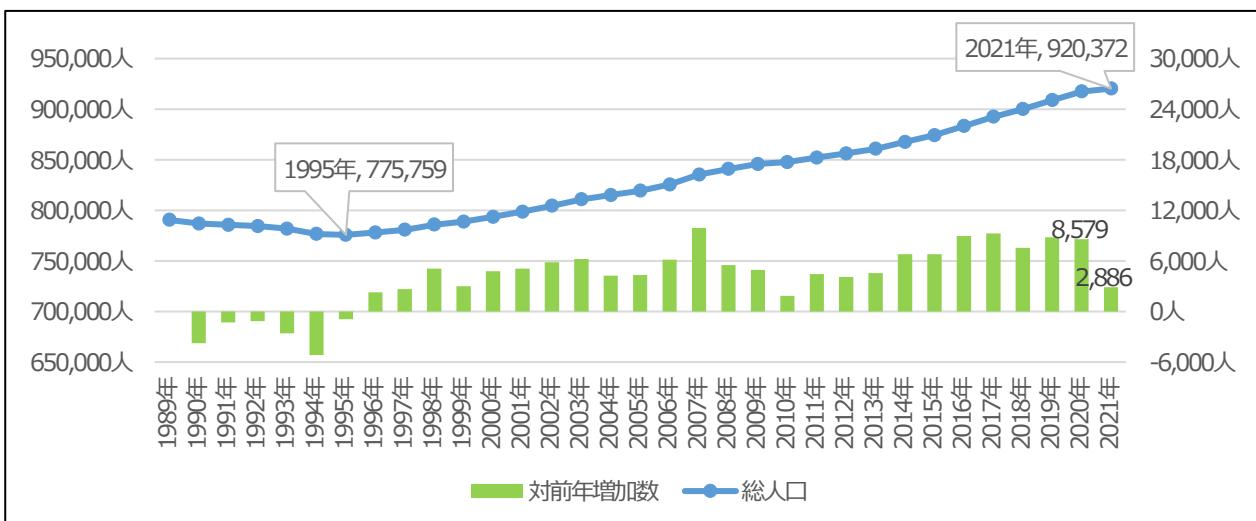
家族や世帯による支えあい機能が低下していくなかで、身近な地域コミュニティと行政の役割はこれまで以上に重要になり、誰もが地域で支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことが求められます。将来にわたって持続可能な住民自治を実現するためにも、本庁、総合支所、まちづくりセンターを有機的につなぐ地域行政制度の位置づけを30年ぶりに検証し、再構築するため、（仮称）地域行政の充実に関する条例の準備を進めており、今後、より住民に身近できめ細やかな施策を展開していく必要があります。

2 将来人口推計

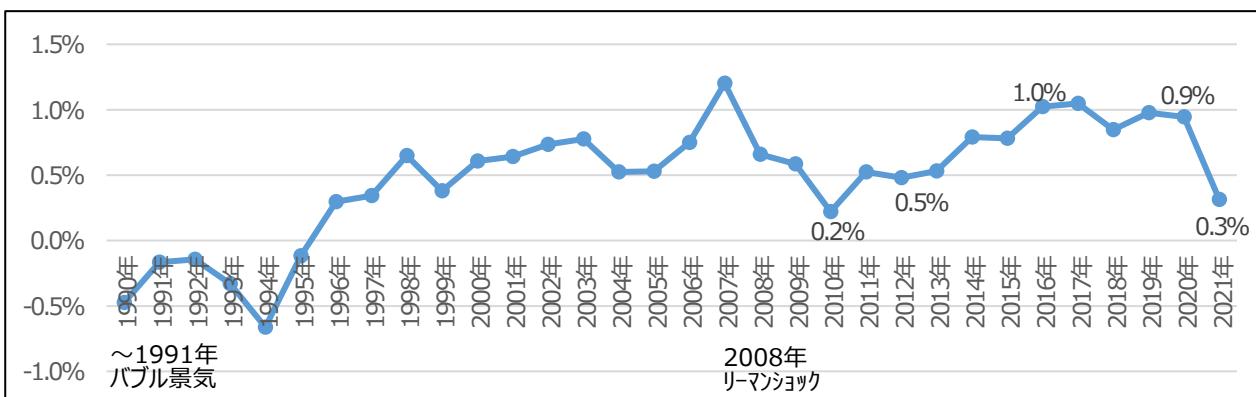
(1) 人口の動向

- 区の総人口は、平成 7 年（1995 年）以降、26 年間一貫して増加し続け、この間に約 14 万人増加しました。
- 増加率は平均して年 0.7% 程度であり、図表 2 のとおり、平成 20 年（2008 年）のリーマンショック後に増加傾向が弱まり、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災後も 0.5% 程度の増加率で推移した後、次第に増加率が高まり近年は 1% 程度の高水準で推移してきました。しかしながら、令和 2 年（2020 年）は 0.3% の増加率に落ち込みました。なお、これは 1～12 月の暦年で見た値であり、図表 3 のとおり月別の推移ではコロナ禍での減少傾向がより明確となっています。
- 令和 2 年（2020 年）以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因すると見られる人口動向の変化により、他自治体から世田谷区への転入超過が減少しています。令和 2 年（2020 年）5 月頃から区の総人口は減少傾向で推移しています。

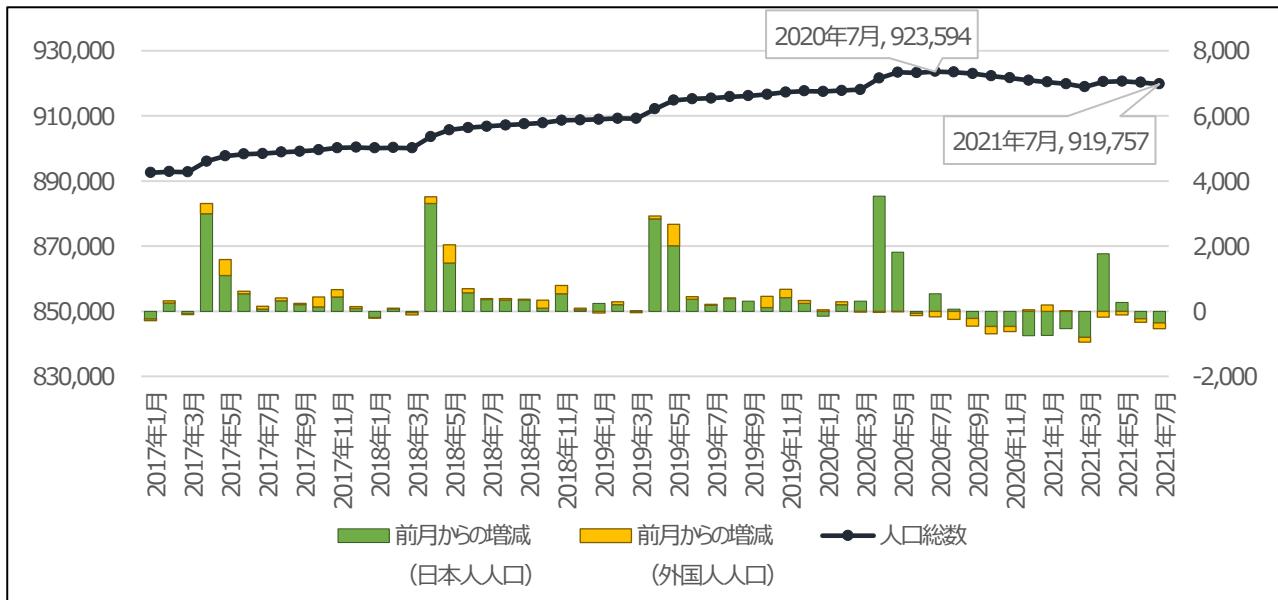
図表 1) 総人口の推移



図表 2) 対前年増加率



図表3) 月別の総人口の推移



(2) 将来人口推計

区の将来人口推計は、新実施計画（後期）に併せて平成29年7月に実施しました。この推計は、それ以前の人口増加が継続する仮定で推計を行いました。しかし、平成29年以降、区の人口数は推計値を下回って推移しており、さらに、コロナ禍でのトレンドの変化により推計値と実績値の差は拡大傾向にあります。こうした状況を踏まえ推計の補正を行いました。

■推計方法

前回推計と同様にコーホート要因法⁵により推計を行いました。

コロナ禍により転入超過が縮小しており、この動向が当面1年間継続し、その後に回復していく想定とします。ただし、中長期的にもコロナ禍に起因するトレンド変化の影響が続くと想定します。

⁵ コーホート要因法：将来人口推計で用いられる一般的な方法。コーホート（出生年が同じ集団）ごとに毎年の経過に伴う変化を出生・死亡・移動の要因別に計算する方法。

【前回推計からの変更点】

	前回推計	今回推計（補正推計）
基準とする人口	2017年1月1日	2021年1月1日
推計期間	2018年～2042年までの25年間	2022～2031年までの10年間 ※2032～2042年は参考値として示す。
日本人人口と 外国人人口	日本人人口は男女各歳で推計 外国人人口は総数で推計	外国人人口を含む総人口を男女各歳で 推計 ※外国人人口のみの推計を参考に示す。
出生の仮定値	過去10年の母親年齢別出生率の近似曲線から将来の仮定値を設定する。	前回と同じ。 ※2021年は直近のトレンドを反映させる。
死亡の仮定値	直近の生命表をもとに生残率を算出し、それを将来の仮定値とする。	前回と同じ。
移動の仮定値	過去5年の移動率のトレンドと過去10年の移動率の平均値を用いて将来の仮定値を設定する。	原則として過去3年の移動率の平均値を 将来の仮定値とする。 ※2021年は直近1年の移動率を採用。

【新型コロナウイルス感染症による影響の推計への反映】

出生	コロナ禍により出生率の回復は遅れると想定し、2021年の出生率は直近3年のトレンドで推計。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響を受けた昨年4月以降の人口動向を推計に取り入れるため過去の純移動率は暦年ではなく年度単位で算出する。 ・直近1年（2020→2021年）の純移動率を当面1年（2021→2022年）に適用する。純移動率は、その後2年間かけて過去3年の平均水準に回復する設定とする。 ・今後の全国の人口減少の影響を受けることを想定し、過去3年平均の水準に回復した後、移動のボリュームの大きい生産年齢人口（15～64歳）の純移動率のみ日本全体の毎年各歳の将来推計人口の変化率を乗ずる。

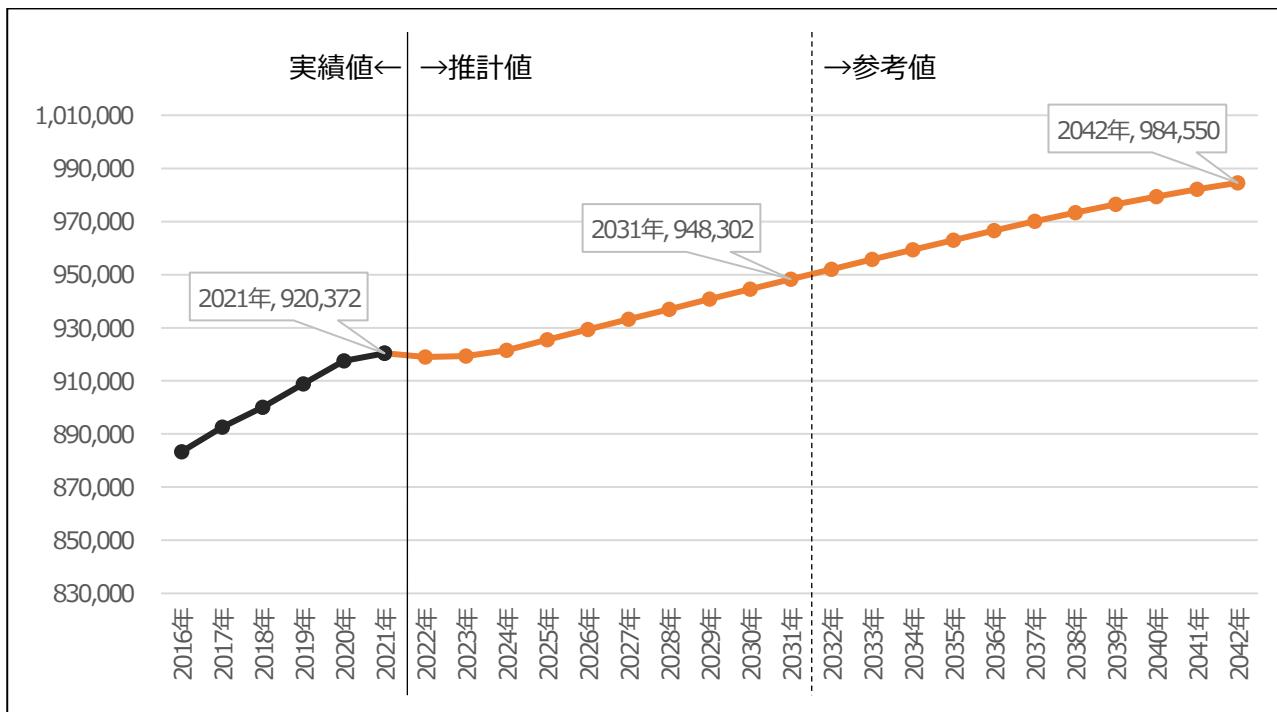
■推計結果

【総人口】

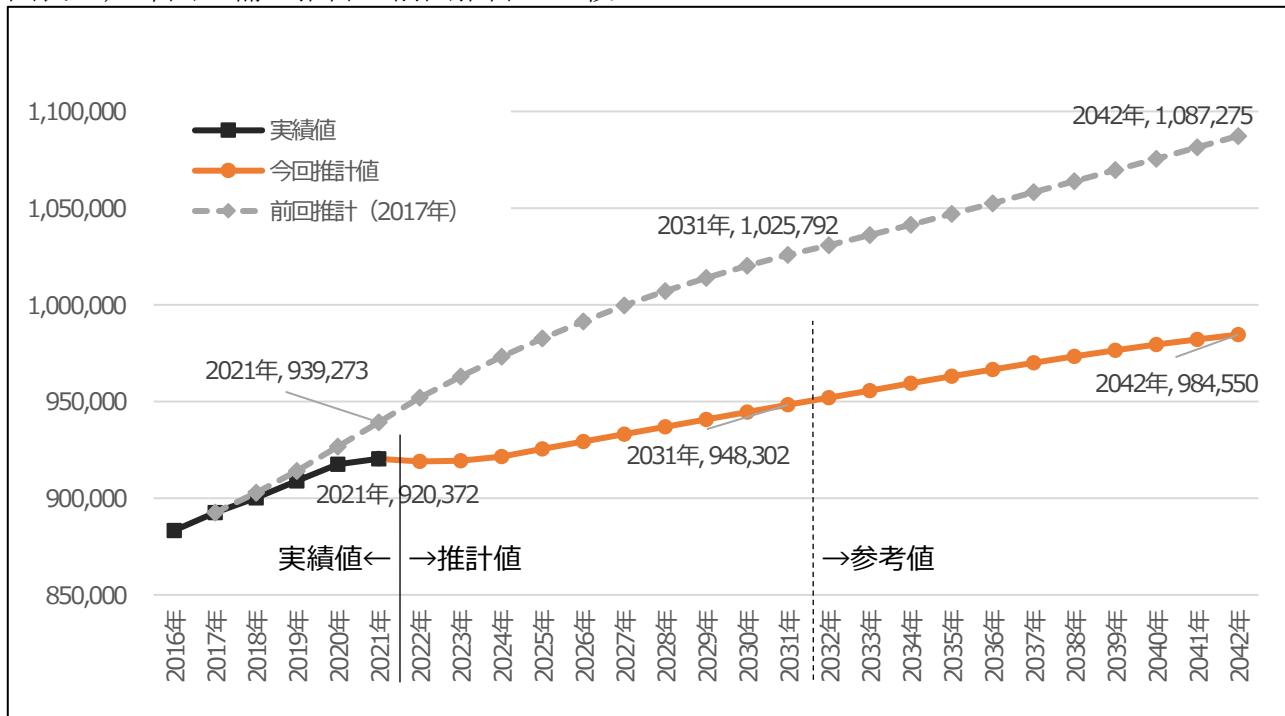
令和4年（2022年）に人口減となります。その後、人口増に回復し、年0.4%程度での増加傾向が継続します。区の人口は、10年後の令和13年（2031年）に948,302人となり、令和3年（2021年）と比較して約2万8千人増加します。

前回推計と比較して、今回の推計ではコロナ禍による短期的な動向が反映されたことに加えて、中長期的な増加傾向がより緩やかな推計となりました。

図表4) 総人口（外国人含む）の推計結果



図表5) 今回の補正推計と前回推計の比較



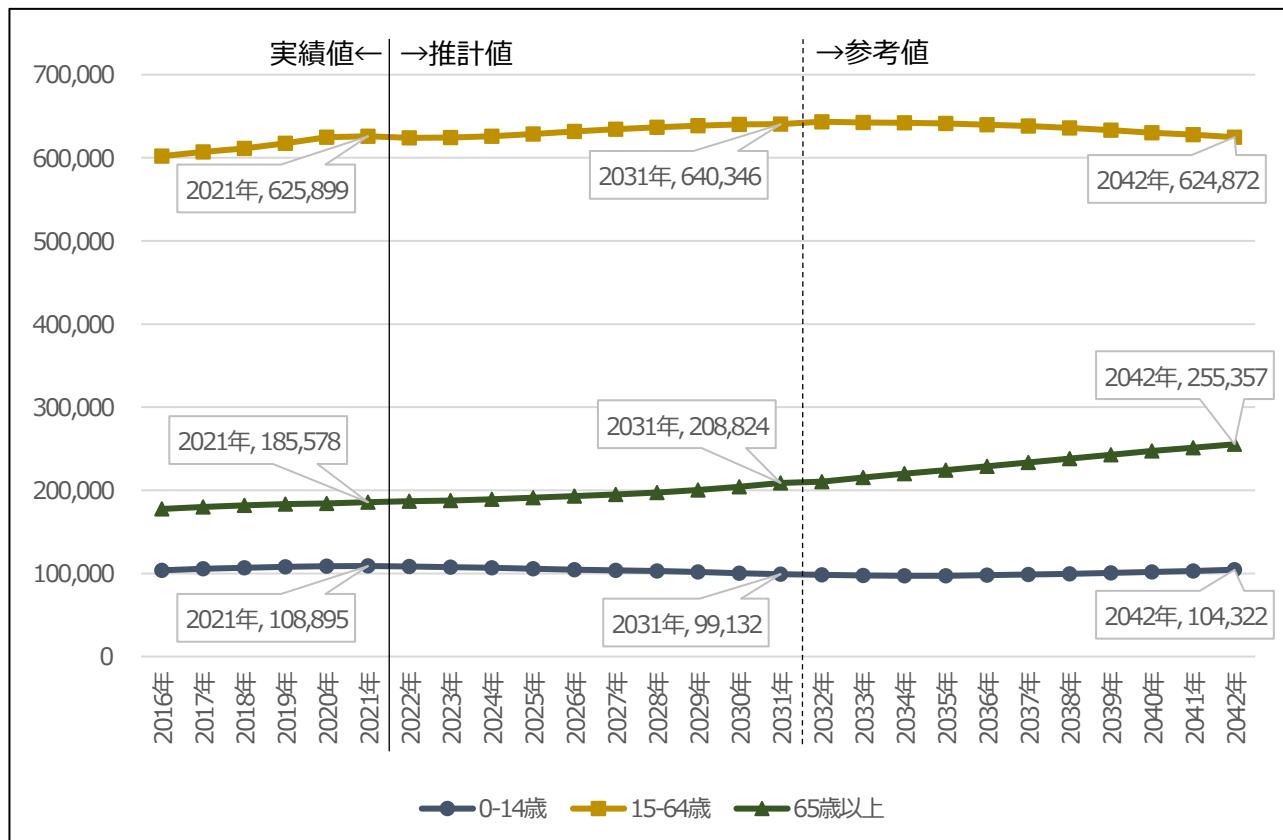
【年齢3階層別人口】

年少人口（0～14歳）は、緩やかな減少傾向が続きます。参考値で示している令和14年（2032年）以降は出生数の回復により緩やかな増加傾向となる見込みです。

生産年齢人口（15～64歳）は、当面は微増傾向で推移していきます。参考値で示している令和14年（2032年）以降は、次第に減少傾向に転じていく見込みです。

高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加が続きます。今後の10年間で約2万3千人の増加（約13%の増加）となります。参考値で示している令和14年（2032年）以降はさらに増加傾向が高まる見込みです。

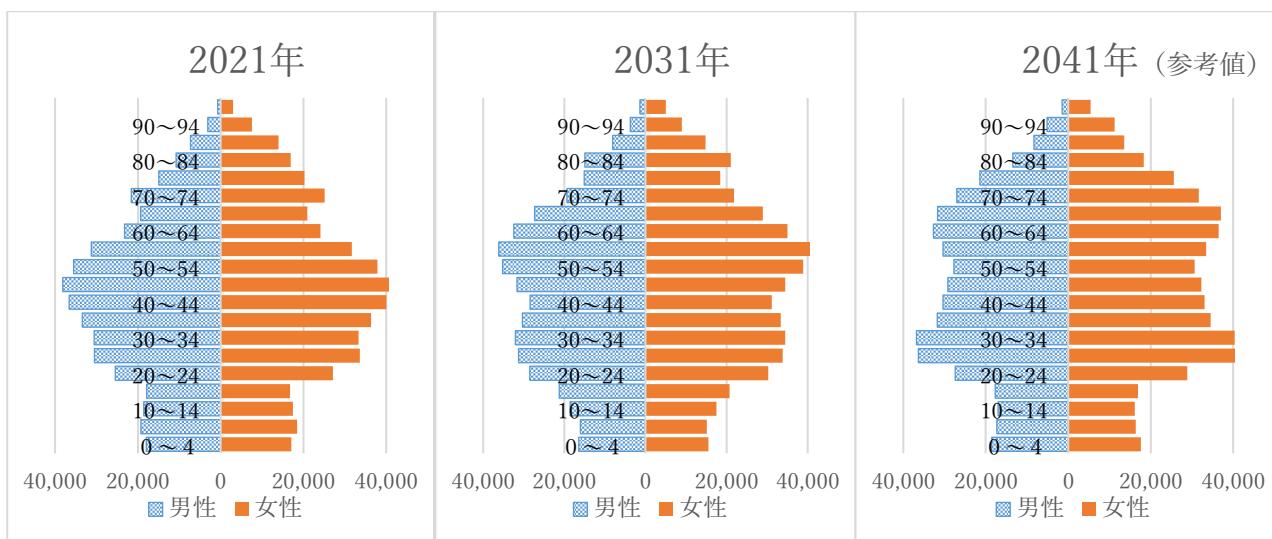
図表6) 年齢3階層別人口の推計結果



	実績値		推計値		参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)	
年少人口 (0～14歳)	108,895	104,636	99,132	97,820	102,979	
	11.8%	11.3%	10.5%	10.1%	10.5%	
生産年齢人口 (15～64歳)	625,899	631,681	640,346	639,867	627,780	
	68.0%	68.0%	67.5%	66.2%	63.9%	
高齢者人口 (65歳以上)	185,578	192,970	208,824	228,892	251,324	
	20.2%	20.8%	22.0%	23.7%	25.6%	

【年齢5歳階級別人口】

	実績値 令和3年 (2021年)	推計値		参考値	
		令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)
0～4歳	35,040	31,020	31,955	33,584	36,148
5～9歳	37,778	34,864	31,131	32,065	33,697
10～14歳	36,077	38,752	36,046	32,172	33,134
15～19歳	34,621	38,944	41,977	39,044	34,621
20～24歳	52,613	51,177	58,839	61,859	56,317
25～29歳	64,098	63,863	65,078	74,298	77,044
30～34歳	63,906	65,121	66,515	67,679	77,158
35～39歳	69,766	61,078	63,688	65,031	66,306
40～44歳	76,640	66,772	59,538	62,063	63,413
45～49歳	80,640	75,112	66,189	59,044	61,543
50～54歳	73,342	78,947	74,142	65,368	58,345
55～59歳	62,973	70,933	76,895	72,370	63,878
60～64歳	47,300	59,735	67,486	73,112	69,156
65～69歳	40,254	44,442	56,213	63,329	68,701
70～74歳	46,733	37,194	41,160	52,061	58,678
75～79歳	35,143	42,106	33,586	37,197	47,050
80～84歳	27,728	29,933	35,971	28,633	31,767
85～89歳	21,297	21,183	22,880	27,535	21,833
90～94歳	10,653	12,931	12,660	13,580	16,406
95歳以上	3,770	5,181	6,353	6,558	6,892
総人口(再掲)	920,372	929,287	948,302	966,579	982,084



【特定年齢人口】

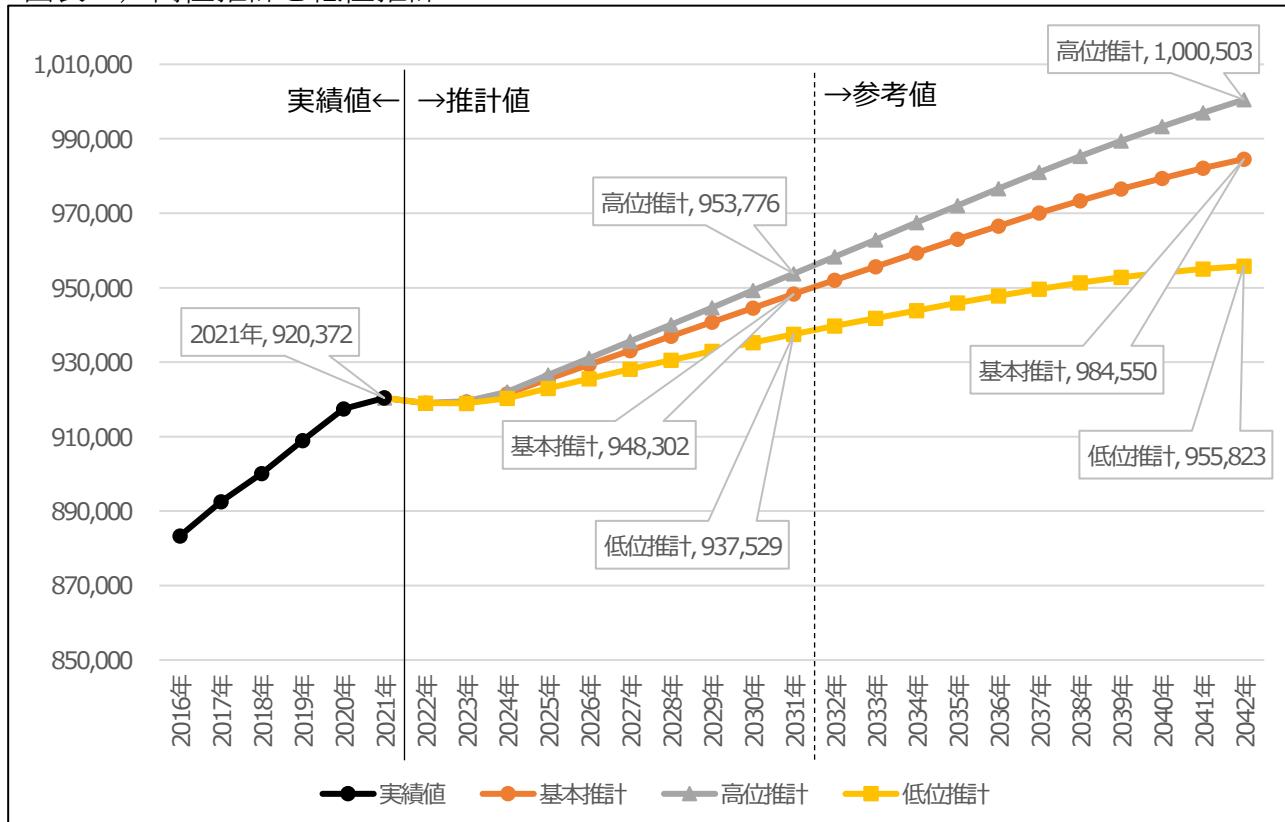
	実績値	推計値		参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)
就学前人口 (0~5歳)	42,738	37,342	38,147	40,039	43,001
児童数 (6~11歳)	44,903	44,160	38,178	38,290	40,044
生徒数 (12~14歳)	21,254	23,135	22,808	19,492	19,934
前期高齢者数 (65~74歳)	86,987	81,636	97,374	115,389	127,378
後期高齢者数 (75歳以上)	98,591	111,334	111,450	113,502	123,946

【高位推計と低位推計】

世田谷区の人口動向は、移動（転入・転出）の影響を大きく受けます。現在のコロナ禍によるトレンド変化の中長期的な影響が弱いパターンを高位推計とし、影響を強く受け続けるパターンを低位推計とし、基本推計に加えて高位推計と低位推計の2パターンの推計を行いました。

推計パターン	基本となる純移動率の設定
基本推計	過去3年（2018～2020年）の純移動率
高位推計	過去5年（2016～2020年）の純移動率
低位推計	過去2年（2019～2020年）の純移動率

図表7) 高位推計と低位推計



■参考

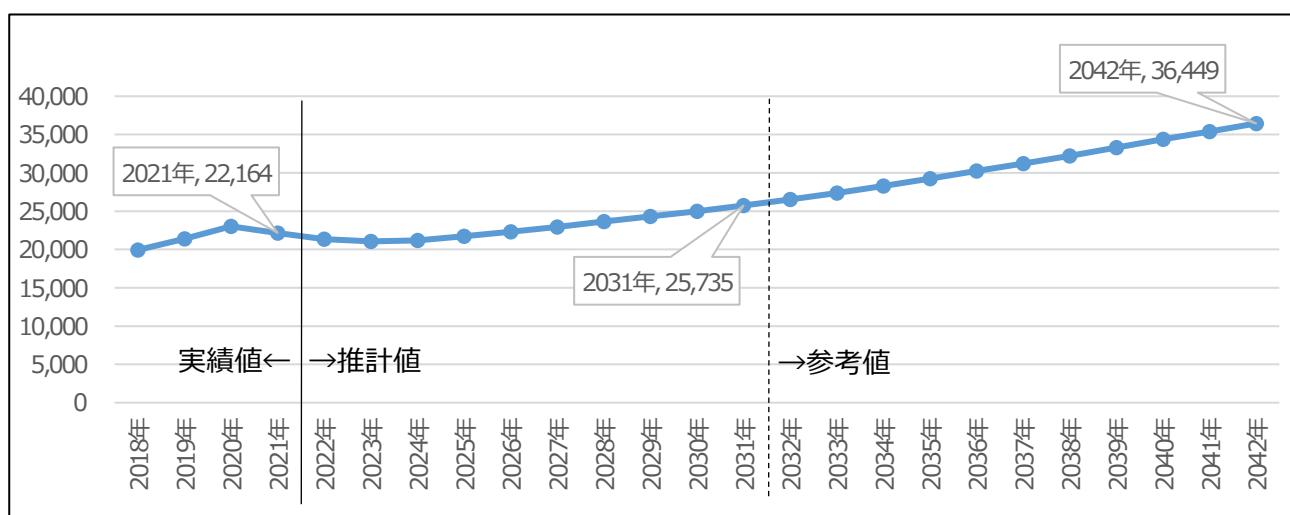
【外国人人口の推計（参考）】

今回の推計は、外国人人口を含む総人口を男女各歳別に推計しており、外国人人口・日本人人口それぞれの推計を行っていないことから、参考として外国人人口のみの試算を行いました。（推計方法は、コーホート変化率法による）

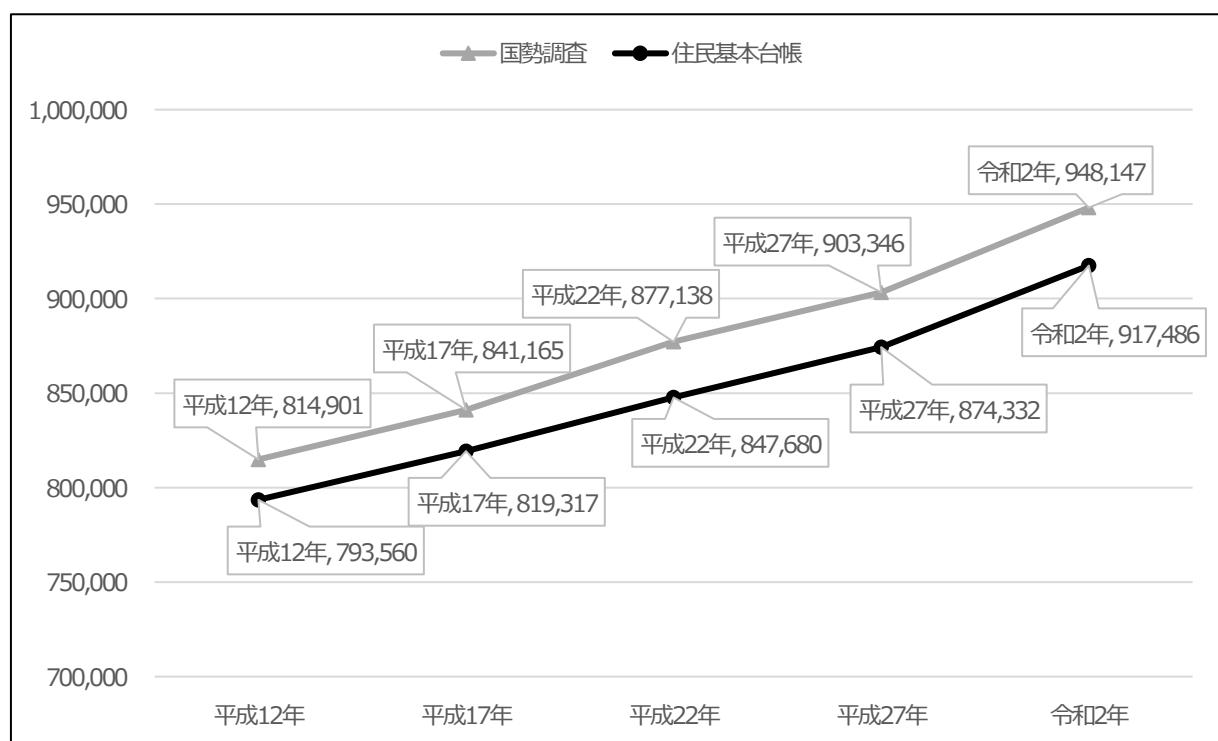
区の外国人人口比率は、現在 2.4%（特別区全体での比率は 4.8%）、参考値として示す推計最終年の令和 24 年（2042 年）に外国人人口は、36,449 人となり、人口比率では 3.7%となる見込みです。

外国人人口の動向は、国外との移動の影響を強く受けます。現在、コロナ禍によりトレンドが変化しており、中長期的にも国の政策により大きく変化する可能性があります。

図表 8) 外国人人口の推計（参考）



図表 9) 国勢調査と住民基本台帳人口の比較



	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
国勢調査	814,901	841,165	877,138	903,346	948,147
住民基本台帳	793,560	819,317	847,680	874,332	917,486

※国勢調査は 10 月 1 日時点、住民基本台帳は 1 月 1 日時点の人数を参照。国勢調査は、住民登録のある場所ではなく、実情を把握するため、現在住んでいる場所として調査を行っている。

※令和 2 年の国勢調査結果は速報値を採用。

(3) 将来人口推計から見える課題・展望

- 就学前人口は、短期的には減少が続き、その後、再び増加していくことが見込まれます。現時点で、保育待機児童は解消していますが、引き続き、地域別・地区別・学校区分別の人口動向に注視しながら、保育需要を見定めていく必要があります。
- 高齢者人口は一貫して増加が続く見込みとなっており、介護サービス需要や医療費の増大が懸念されます。中長期的な介護・福祉サービスの需要量を見極め、適切なサービス量の確保に努める必要があります。また、生産年齢人口の減少を踏まえ、介護人材の確保・定着支援がより必要とされることが見込まれます。さらに、人口動向だけではなく、高齢者の単身世帯増加などにより、貧困のリスクや社会的孤立、介護需要への影響も懸念されます。地域で支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことが求められます。
- 外国人人口については、参考として今回お示ししています。コロナ禍の影響による一時的な減少を見込んでも、前回推計を超える増加傾向となる見込みです。また、労働人口の長期的減少が予想されるなか、外国人労働力への需要の高まりも想定されます。外国人人口の動向を見据え、多文化共生施策や観光施策のみならず、生活支援や教育支援などのさらなる取組みが求められます。
- 総人口の増加傾向は、前回推計と比較して緩やかなものとはなりましたが、今後も転入超過の状況は一定期間継続する見込みです。また、超高齢社会の進展が避けられない中、生産年齢人口の維持、年少人口の増加を図るなど、人口構成のバランスを重視していく必要があります。そのためには、子ども・子育て支援の取組み充実による子どもを生み育てやすい環境の整備や、みどり豊かな住環境の維持・向上、職住近接に向けた産業基盤の強化などにより、「住みたいまち」「住み続けたいまち」を目指し、コロナ禍における社会状況の変化も捉えながら、持続可能で魅力ある世田谷を創出していく必要があります。

なお、今回実施した将来人口推計は、コロナ禍における人口動向を踏まえた補正であり、次期基本計画の策定に向けて、令和 4 年度には、より詳細な新たな将来人口推計を行います。

3 財政見通し

令和3年2月に公表した今後5か年の中期財政見通しについて、令和4年度予算フレーム等を踏まえ、現時点における歳入見込みや必要経費等を反映し、今後の区の財政見通しの修正を行いました。

今後、つながるプランの計画案の策定に向けて、位置づける施策の具体的な取組みを精査し、今後2年間における事業費を示します。

(1) 今後2年間の財政見通し（令和4年度から令和5年度）※令和3年8月時点

(単位：百万円)

区分	令和4年度			令和5年度			
	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	
歳入	特別区税	117,907	0	0.0%	117,907	0	0.0%
	地方消費税交付金	19,913	0	0.0%	19,913	0	0.0%
	特別区交付金	48,780	500	1.0%	49,380	600	1.2%
	国庫・都支出金	82,218	△ 1,312	△1.6%	84,247	2,029	2.5%
	繰入金	13,300	2,296	20.9%	16,010	2,710	20.4%
	特別区債	9,720	△ 1,793	△15.6%	16,937	7,217	74.2%
	その他	27,331	△ 512	△1.8%	28,062	731	2.7%
	歳入合計 (A)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
歳出	人件費	59,007	△ 812	△1.4%	59,684	677	1.1%
	行政運営費	228,511	△ 2,165	△0.9%	229,848	1,337	0.6%
	扶助費	100,448	1,653	1.7%	101,631	1,183	1.2%
	公債費	11,520	△ 649	△5.3%	11,073	△ 447	△3.9%
	他会計繰出金	26,683	454	1.7%	27,233	550	2.1%
	その他行政運営費	89,860	△ 3,623	△3.9%	89,910	51	0.1%
	投資的経費	31,651	2,157	7.3%	42,924	11,273	35.6%
	歳出合計 (B)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
財政収支 C (A-B)		0	/	/	0	/	

(2) 推計にあたっての考え方

〈主な歳入の見通し〉

●特別区税

令和4年度以降については、感染状況や地域経済の動向及びふるさと納税の影響など、今後の見通しが不透明であることから、令和3年度当初予算と同額で見込みました。

●特別区交付金

税制改正による地方法人課税の見直しの影響を令和5年度にかけて見込むとともに、本庁舎等整備にかかる特別交付金の増を見込みました。

●財政調整基金の繰入れ

今後の税収等の見通しを踏まえ、令和4年度以降は財政調整基金の繰入れを行わない前提としました。

●特定目的基金の繰入れ

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の一部改訂（案）との整合を図りながら、公共施設や都市基盤整備などに計画的な活用を見込みました。また、本庁舎等整備については、令和2年度決算繰越金を活用した積立てによる残高見通しを踏まえ、年次ごとの繰入額の増を見込みました。

●特別区債

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の一部改訂（案）との整合を図りながら、公共施設や都市基盤整備などへの計画的な活用に加え、満期一括償還時の借換債を見込みました。また、本庁舎等整備については、基金繰入額の増額を踏まえ特別区債発行額の抑制を図りました。

〈主な歳出の見通し〉

●決算繰越金の活用による対応

投資的経費において、前年度の決算繰越金の一部を活用した補正予算による対応も含めた財政見通しとしました。

●本庁舎等整備経費

入札結果を踏まえ事業費の変動を反映しました。

●その他公共施設整備等

都市基盤施設や老朽化した公共施設の改築・改修について、「世田谷区公共施設等総合管理計画」の一部改訂（案）との整合を図りながら、現時点における当面の整備経費を見込みました。

●人件費

令和4年度以降は職員数の増減は見込まず、退職手当の増減について反映を行いました。

●社会保障関連経費（扶助費・繰出金）

生活保護費等の一定の扶助費の増を見込むとともに、現行制度を前提にこれまでの実績や、今後の施設整備計画等の状況を踏まえた特別会計への繰出金の一定の増を見込みました。

4 次期基本計画に向けて

(1) 新実施計画の振り返り

「世田谷区基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）」の実現に向け、平成 26 年 3 月には「世田谷区新実施計画（平成 26 年度～平成 29 年度）」を、平成 29 年 3 月には「世田谷区新実施計画（後期）（平成 30 年度～令和 3 年度）」をそれぞれ策定し、取組みを進めてきました。

具体的には、保育待機児童の解消やまちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会の 3 者が連携した「福祉の相談窓口」の整備、保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の開設など、「基本計画」で掲げたとおり、「新実施計画」において取組みを進め、達成することができました。

また、基本計画の策定後に新たに顕在化した課題については、区民生活や区政を取り巻く状況の変化を踏まえ、「新実施計画（後期）」において、医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実や、世田谷版ネウボラの推進、世田谷区児童相談所の開設、東京 2020 大会の開催を契機としたホストタウンの取組みを位置づけるなど、実施計画の見直しにより対応してきました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数年にわたり厳しい財政状況が見込まれるなか、令和 2 年 9 月には、新たな区政運営の指針として、「世田谷区政策方針（令和 2 年 9 月～令和 3 年度）」を定めました。「①新型コロナウイルス感染症防止対策」「②区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み」「③子どもの学びと育ちの支援」「④施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換」を 4 つの柱として掲げ、全庁を挙げた政策課題の優先順位の整理と、あらゆる施策の本質的な見直しに取り組み、「新実施計画（後期）」においても事業の見直しを図りました。

現行の基本計画の最後の 2 年間の実施計画である「（仮称）世田谷区未来つながるプラン」においては、これまでの取組みや大きく変化する社会状況を踏まえ、次の基本計画につながるものとしていく必要があります。また、刻々と状況が変化するなか、基本計画及び実施計画は機動的かつ実践的な計画であることが求められます。

(2) マッチング、参加と協働の取組み

- 平成 26 年度から開始した新実施計画では、基本計画で掲げたマッチングによる横断的連携や区民・事業者等との参加と協働の取組みを進めてきました。特に、基本計画における 6 つの重点政策については、新実施計画（後期）から、重点政策ごとに個票を作成し、「横断的連携により進める取組み」、「区民・事業者との参加と協働により進める取組み」を新たな評価軸として設け、その取組みの評価・検証を行ってきました。
- また、基本計画では、「さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めること」をマッチングの定義とし、この間、縦割りを超えて、府内各部の連携、官民連携、区民をはじめとした多様な主体の参加と協働により、効率的で効果的な政策の形成や推進を目指してきました。

- 具体的には、「参加と協働」を軸に、基本計画で掲げる6つの重点政策に基づき以下のようないくつかの取組みを着実に推進してきました。
 - 重点政策①：保育待機児童の解消や、庁内横断的に連携したひとり親家庭支援、子どもの貧困対策など
 - 重点政策②：地域包括ケアの地区展開による身近な地区での相談体制の確立など
 - 重点政策③：地域住民との協働による地域防災力向上の取組みなど
 - 重点政策④：区民・事業者・他自治体と連携した再生可能エネルギーの普及など
 - 重点政策⑤：ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みなど
 - 重点政策⑥：地域の課題解決に向けた提案型協働事業の実施など
- 縦割りを超えて、庁内横断的な連絡会の立ち上げや窓口の設置、協働によるまちづくりなど、参加と協働により政策を進める場や体制は整いつつありますが、行政への参加の取組みが多く、区民が主体的に地域を運営する住民自治の拡充を進めるためには、引き続き「参加と協働」を軸に、組織横断的連携の徹底、区民や事業者、大学、他自治体等との連携による取組みを一層推進していく必要があります。
- 一方、コロナ禍により、従来どおりの手法での区民参加が難しい状況となっています。コロナの収束が見通せないなか、区民参加の取組みの中止ではなく、オンライン会議や動画配信など、デジタル技術の活用による新たな手法への見直しや多様な機会の創出が求められます（参加と協働のRe・Design）。

(3) 次期基本計画の検討にあたって

① 基本計画の体系

刻々と変化する社会状況の変化を捉え、機動的・実践的な計画としていくとともに、区民へのわかりやすさ、基本計画と実施計画の関係性をより明確化し、区の最上位計画である基本計画に基づく計画行政を実行していくために、次期基本計画においては、基本計画と実施計画の一体化も視野に検討を進めていきます。

また、計画期間について、現在の10年（4年－4年－2年）のサイクルを、8年（4年－4年）のサイクルとするなど、計画期間の見直しについても検討を行います。

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	
現行	平成26年度(2014年)～ 基本計画(10年)							令和6年度(2024年)～ 基本計画(10年)						
	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ 調整計画(2年)		令和6年度～ 実施計画(前期)4年			令和10年度～ 実施計画(後期)4年					
次期	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ つながるプラン (2年)		令和6年度～ 基本計画・実施計画期間 (前期4年)			令和10年度～ 基本計画・実施計画期間 (後期4年)					
		実施計画 検討	新たな 基本計画検討						中間 見直し			新たな 基本計画検討		

②基本計画検討の視点

【マッチング、参加と協働による推進】

- 現在の基本計画で進めてきたマッチングによる横断的取組みや、参加と協働による取組みについて、より一層推進するとともに、デジタル技術の活用により、多様な参加と協働をデザインしていきます。
- 特に、区の事業が分野ごとに細分化したことなどにより、手法が類似した事業や対象が共通する事業を複数の所管がそれぞれ別に実施したり、居場所の確保を子どもや高齢者などの対象者ごとに行うなど、十分に庁内で連携して取り組むことができなかつたことは、課題となっています。次の基本計画に向けて、組織のあり方を含め、マッチングの新たな進め方を検討し、庁内が一丸となって施策を推進できる体制を構築していきます。
- さらに、庁内のみならず、民間、大学や他自治体など、多様なステークホルダーとともに、複雑化する課題への対応や新たな価値創造などに取り組む必要があります。
- 「協働」や「連携」を土台に「協創」や「共創」、さらにその先も見据え、新たな世田谷を創造し、さらなる発展を目指します。

【具体的な政策や施策検討にあたっての視点】

●コロナ禍からの復興

- 感染症対策をはじめ、災害時の対応など、緊急時対応をより強力な体制で推進できるよう、コロナ禍の経験を踏まえた見直しを行っていきます。
- コロナ禍により、生命や健康のみならず、地域経済や地域活動、子どもの活動など、様々な影響を及ぼしました。ワクチン接種によっても完全な収束が見通せないなか、状況を見定めながら、様々な支援策を講じていきます。また、グリーンリカバリー⁶の概念を取り入れるなど、経済・社会・環境・まちづくりなど、あらゆる分野の区の施策について、コロナ禍からの復興・発展から持続可能な社会を築くため、全庁一丸となって取組みを進めていきます。
- 区の各施設について、例えば保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」では、コロナ禍の経験を総合的な拠点としての機能の検討に反映させていくなど、施設運営のあり方について見直しを行っていきます。

●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会

- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する災害への対応として、デジタル技術のさらなる活用、グリーンインフラ⁷の活用、参加と協働によるまちづくりなど、災害に強く持続可能なまちを目指します。
- 超高齢社会が一層進展していくなか、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会の構築

⁶ グリーンリカバリー：コロナ禍からの復興にあたり、元どおりの生活状況に戻すのではなく、その復興に投じられる資金などを通じて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、新しい持続可能な社会を築く考え方。

⁷ グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。社会資本整備や土地利用等、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの。

を進めていくとともに、次期基本計画策定にあわせて、改めて人口推計を行い、人口構成のバランスを見ながら、労働生産性の向上や新たなにぎわいの創出など、区の魅力向上を図っていきます。

●地域コミュニティ

- 令和4年度に制定予定の（仮称）地域行政の充実に関する条例、地域行政推進計画を踏まえたまちづくりセンター・総合支所の機能の充実や地区を重視したまちづくりの強化など、次の基本計画に反映していきます。
- 子どもから高齢者まで、居場所の確保が課題となるなか、公共施設や空き家の有効活用などにより、あらゆる世代が集える居場所の創出など、検討を進めます。
- グリーンインフラ、防災・減災、スポーツを核とする上用賀公園施設整備をはじめ、官民連携手法による公共施設等の整備も視野に、魅力ある誰もが親しめる空間を創出していくきます。

●子育てしやすいまち

- 地域包括ケアの地区展開や児童相談所の設置・運営を踏まえ、保育園や児童館が地区における相談支援や見守りのネットワークのもと、地域関係者や活動団体、相談支援機関、子ども家庭支援センター等との多様な連携を進めるとともに、切れ目のない子育て支援の充実を図り、子どもを生み育てやすい環境を整備します。
- G I G Aスクール構想⁸による基盤整備が進む中、教育総合センターの機能を活かし、E d T e C H⁹等も活用しながら、個々の教育的ニーズや理解度に応じた学習、S T E A M教育¹⁰などの教科横断的な学習など、様々な手法を検討し、個別最適な学びを実現していきます。

●持続可能な循環型社会

- 2050年カーボンニュートラル¹¹の実現に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化の取組みをさらに加速させていくとともに、プラスチック資源循環の検討などを進めます。また、サーキュラーエコノミー（循環型経済）¹²など、経済システムが変革していくなか、持続可能な循環型社会の実現に向け、積極的に新たな取組みを推進していきます。

⁸ GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。「Global and Innovation Gateway for All の略」

⁹ EdTech（エドテック）：Education（教育）×Technology（技術）を組み合わせた造語。テクノロジーを活用して教育業界や教育市場にイノベーション（変革）をもたらすこと。

¹⁰ STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の5つの教育分野を表す単語の頭文字をとったもので、教科横断的な教育。

¹¹ 2050年カーボンニュートラル：2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。全体としてゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味する。

¹² サーキュラーエコノミー：従来の「原料－生産－消費－廃棄」という一方通行の直線で図式されるリニア型（直線型）ではなく、廃棄物を出さずに資源を循環させる経済の仕組み。

- グリーンインフラを推進することで、自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的に活かし、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進め、持続可能で魅力ある地域社会の形成を目指していきます。
- 「（仮称）地域経済の持続可能な発展条例」の理念を踏まえ、多様な働き方の実現、社会課題解決に向けた起業・創業支援など、旧池尻中学校跡地活用も含め、持続可能な地域経済の実現を目指していきます。
- コロナ禍により格差が広がるなか、誰一人取り残されることのなく、相互に尊重しあいながら安心して住み続けられる共生社会の構築に向け、ジェンダーフリーをはじめ、あらゆる施策において、多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（インクルージョン）の理念を取り入れながら進めていきます。
- 次期基本計画の期間において、SDGsの目標年次である2030年を迎えることから、SDGsを意識した施策展開を図っていきます。具体的な検討にあたっては、これまでのような、現状と課題から改善策を積み上げていく考え方（フォアキャスティング）だけでなく、るべき未来の姿から逆算して現在やるべきことを構築する（バックキャスティング）視点により検討を進めていきます。

●新たな自治体経営

- DXの取組みを加速させ、区民を主体としたサービスデザインを徹底するとともに、本庁舎等整備を契機とした働き方改革などに取組み、「ヒト」を中心とした新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していきます。
- PFI¹³をはじめとした官民連携手法による公共施設整備の推進による魅力向上、多世代・多用途での公共施設のさらなる有効活用など、次期基本計画にあわせた総合管理計画の改定も視野に、さらなる検討を進めていきます。
- 引き続き、厳しい財政状況が見込まれるなか、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図り、持続可能な行財政運営に取り組みます。

その他、つながるプランに位置づける施策の状況や、コロナ後の社会状況なども踏まえ、次期基本計画を総合的に検討していきます。

¹³ PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。「Private Finance Initiative の略」

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

- 1 基本的な考え方
- 2 施策体系
- 3 施策一覧
- 4 4つの政策の柱に基づく個別施策

政策の柱1：高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

政策の柱2：区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

政策の柱3：子ども若者の学びと育ちの支援

政策の柱4：コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

- 5 分野別計画における主な取組み
- 6 事業費一覧

1 基本的な考え方

(1) 4つの政策の柱に基づく取組み

新型コロナウイルス感染症の影響、SDGsの推進、人口トレンドの変化、大規模自然災害の発生、DXの推進など、大きく変化する社会状況を踏まえ、現行の基本計画の6つ重点政策及び政策方針の4つの柱をもとに、次の基本計画につなげていくため、新たに以下の4つの柱を設け、施策を推進します。

政策の柱1 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

新型コロナウイルス感染症による影響、頻発する大規模自然災害に対して、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、すべての区民の健康維持・増進、生命を守る取組みを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策や緊急対応については、刻々と変わる状況を踏まえながら、補正予算等で対応することとし、つながるプランには位置づけず、臨機応変に対応していきます。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・誰もが生き生きと安心して暮らし、活躍できる社会の構築
- ・デジタル技術やグリーンインフラの活用、参加と協働によるまちづくりなど、災害に強く持続可能なまちづくり
- ・コロナ禍の経験を踏まえた緊急時対応の体制強化

政策の柱2 区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受けた区民や事業者を支えるとともに、新たな時代にふさわしい地域コミュニティを再構築し、地域を活性化します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・コロナ禍の影響を受けた区民や事業者への支援、経済対策
- ・（仮称）地域行政の充実に関する条例を踏まえた、まちづくりセンター・総合支所の機能の充実
- ・公共施設の有効活用などによる、あらゆる世代が集える居場所の創出
- ・持続可能な地域経済

政策の柱3 子ども若者の学びと育ちの支援

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの基盤を構築するとともに、子どもや子育て世帯への新型コロナウイルス感染症による影響の長期化も踏まえ、「子ども・子育て応援都市」として、次世代を担う子どもの育ちを支え、子育てを支援します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・地域包括ケアの地区展開や児童相談所の設置・運営を踏まえた、子どもや子育てにかかる相談支援や見守りネットワークの中核を児童館が担うための仕組みづくり
- ・ICT基盤を活用した個別最適な学びの実現

政策の柱4 コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、SDGs、気候変動など、大きく社会経済状況が変化していくなかで、コロナ後を見据えた新たな取組みを推進し、持続可能な社会を目指します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・2050年カーボンニュートラルに向け、さらなる取組みを推進
- ・グリーンリカバリー、サーキュラーエコノミー（循環型経済）など、持続可能な循環型社会の実現
- ・誰一人取り残されることのない共生社会の実現
- ・SDGsを意識した施策展開
- ・DXの推進、本庁舎等整備を契機とした働き方改革など、「ヒト」を中心とした新たな時代を切り拓く世田谷区への変革

(参考)

■基本計画6つの重点政策

①	子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
②	高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい
③	安全で災害に強いまちづくり
④	自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
⑤	世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
⑥	豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

■政策方針4つの柱

①	新型コロナウイルス感染症防止対策
②	区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み
③	子どもの学びと育ちの支援
④	施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換

（2）4つの政策の柱に位置づける施策の考え方

コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画も見据え、現計画の継続ではなく、令和4年度及び5年度に、集中的に行う施策で、特に、区として重点的に取り組まなければならない、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進するものについて、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図ったうえで位置づけます。

■位置づける施策

- 新規条例制定など、大きな動きがある施策。
- 4つの柱を構成する核となり、コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画でも重要な位置づけとなることが想定され、令和4年度及び5年度に重点的に取組む必要がある、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進する施策。

■位置づけない施策

- 個別の分野別計画に位置づけられているものは、原則として位置づけません。（上記の条件に該当する重要な取組みは例外として位置づけます）
- 施設整備などのハード系事業については、基本的には個別の計画に位置づけられていること、また、公共施設等総合管理計画に基づく施設整備計画にも位置づけられていることから、本計画には位置づけません。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、状況に応じて補正予算等で対応すべきものであることから、位置づけません。

（3）分野別計画における主な取組み

各分野別に別途作成されている個別計画に基づく取組みについては、基本的に、本計画には位置づけず、個別計画において進捗管理を行うこととします。

つながるプランにおいては、各分野別計画における主な取組みについて、その概要を一覧でまとめます。

※素案では掲載していません。

（4）S D G s の推進

S D G s は、2015年9月に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を期限とし、持続可能な生活を実現するための17のゴールと、達成すべき169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応しています。

世田谷区基本構想で掲げるビジョンや、基本計画の重点政策、つながるプランにおける取組みは、S D G s が目指すべき方向性と多くが重なります。

そのため、4つの政策の柱に基づく施策ごとに、S D G s との関連を明らかにすることで、相互に関連性を意識しながら横断的な施策展開を図り、持続可能な地域社会の実現を目指し、S D G s と一緒に推進していきます。

特に、4つの政策の柱の方向性と直接的に関連する課題を、区のS D G s 推進における重点課題とし、S D G s の達成に向けた取組みを加速していきます。

※17のゴール、各施策との関連性については、素案では掲載していません。



政策の柱ごとに、特に重点的に推進するSDGsのゴール

柱 1

高齢者・障害者をはじめ すべての区民の健康と生命を守る

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ゴール11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

柱 2

区民・事業者の活動を支え 地域活性化を図る

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



ゴール8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

ゴール9：強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



ゴール17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

参加と協働により経済、社会、環境の側面から取り組み、
「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指す

柱 3

子ども若者の学びと育ちの支援

1 貧困を
なくそう



4 質の高い教育を
みんなに



ゴール1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

ゴール4：すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

柱 4

コロナ後を見据えた 持続可能な社会の実現

5 ジェンダー平等を
実現しよう



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



ゴール5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

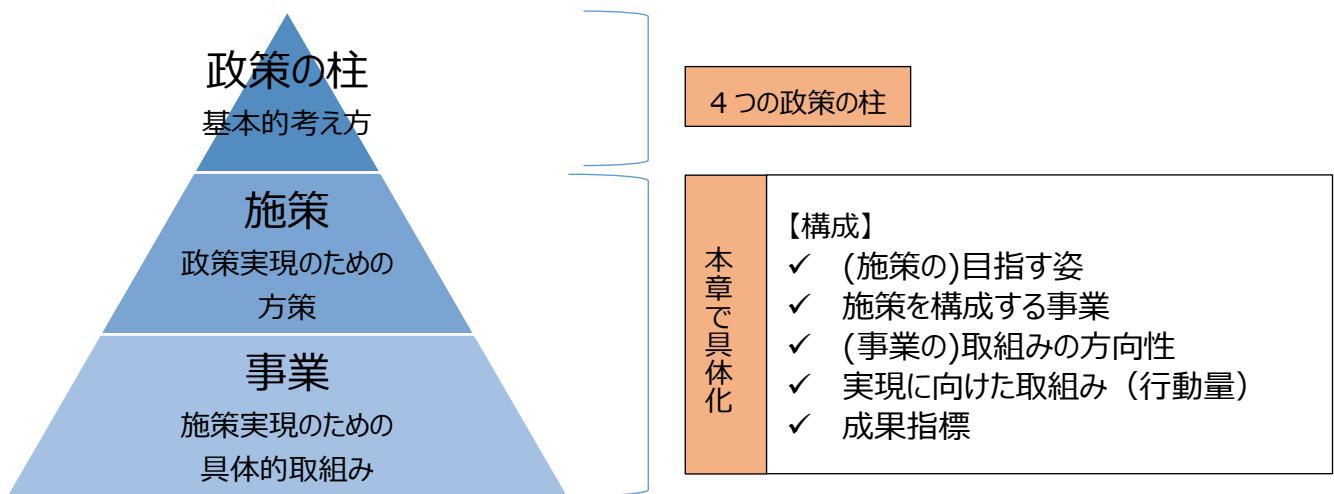
ゴール12：持続可能な生産消費形態を確保する

ゴール13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

2 施策体系

(1) 施策体系

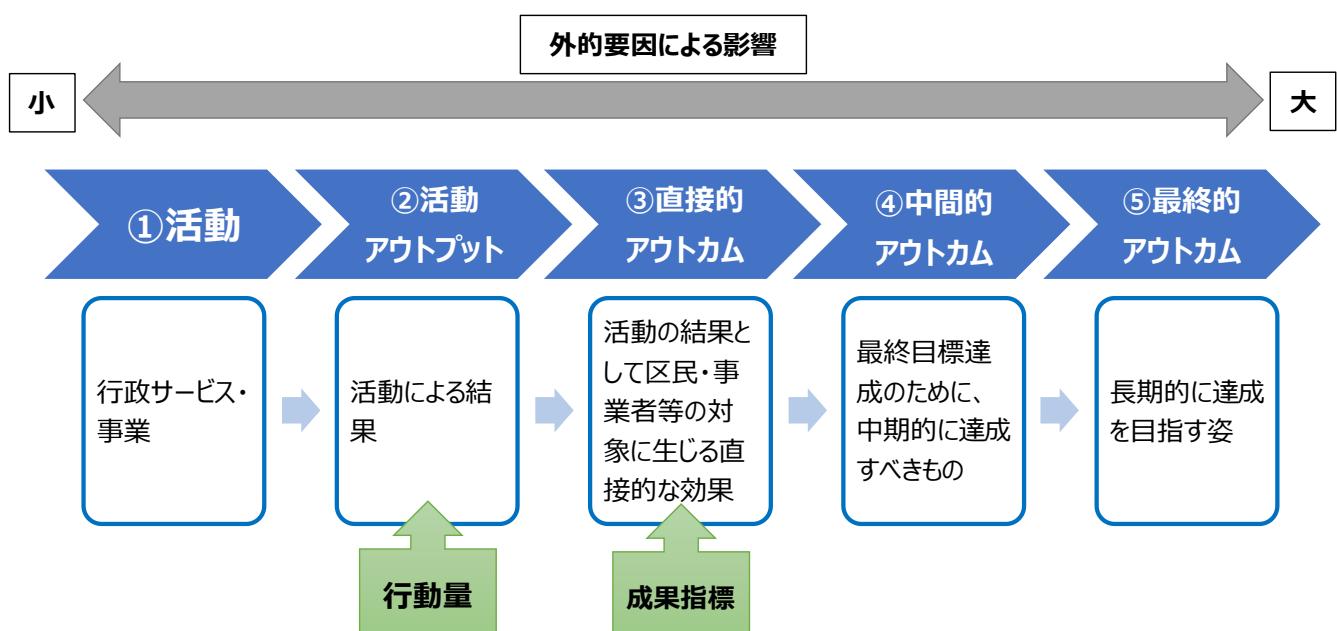
4つの政策の柱に基づき、計画期間の2年間において、重点的に推進すべき施策をとりまとめています。また、施策ごとに、目指すべき姿、構成する事業、取組みの方向性、行動量、成果指標を設定していきます。



(2) 指標の設定

それぞれの施策ごとに、以下のロジックモデルに沿って検討を行い、指標を設定することで、成果や達成度を測り、評価・検証や改善につなげていきます。

なお、最終目標に近づくほど社会経済状況等の外的要因により左右される要素が大きくなることや、2年間の計画期間も踏まえ、直接的アウトカムを成果指標として設定することを原則とします。



①指標の定義

■実現に向けた取組み（行動量）

事業における具体的な行政活動の結果を示す指標（アウトプット指標）

■成果指標

施策・事業の実施により、区民・事業者等にもたらす成果や効果を示す指標（アウトカム指標）

②指標設定の考え方

ア 実現に向けた取組み（行動量）

- 活動・取組みによる結果を測るアウトプット指標として、原則として定量的な指標を設定します。
- 活動による結果を測る指標を設定することを原則とします。施策の目指す姿の達成に向け、核となる取組みを位置づけます。

イ 成果指標

- 実現に向けた取組みにより、対象にどのような成果や効果があるか、定量的な指標を設定します。社会経済状況等の外的要因により左右される要素が大きくなる中間的アウトカム及び最終的アウトカムではなく、直接的アウトカムを設定します。
- 定量的な成果指標を設定し、達成可能な水準を少し上回る目標値（ストレッチゴール）を設定します。
- 国・都の計画や区の分野別計画等で掲げられた指標と同一の指標を設定する場合は、既存の計画と整合を図ります。

（3）計画の評価

すべての施策について、指標に対する達成度合いや新公会計制度を活用したフルコストによる分析を行い、評価・検証します。

つながるプランの評価・検証結果を踏まえ、次期基本計画の策定に反映していきます。

3 施策一覧

4つの政策の柱に基づき、次の基本計画につなげていくため、選択と集中を図るとともに、目指す姿をより明確化するため、統合できるものは極力一つの施策としてまとめ、以下の19の施策を位置づけました。

政策の柱	施策番号	施策名	総合戦略
1. 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る	1	地域防災力の向上	②
	2	安全で災害に強いまちづくり	
	3	ひきこもり支援の推進	①
	4	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	①
	5	障害者の地域生活の支援	①
	6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化	①
	7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進	①
2. 区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る	8	地域行政の推進	②
	9	高齢者の地域参加促進	①②
	10	持続可能な地域経済の基礎づくり	①②
	11	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	
3. 子ども若者の学びと育ちの支援	12	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	①
	13	社会的養育の推進	①
	14	ICT 基盤を活用した新たな教育の推進	
	15	教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進	
4. コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現	16	多様性の尊重	①
	17	気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進	③
	18	循環型社会形成に向けた3Rの取組みの推進	
	19	魅力ある街づくり	

【総合戦略】

- ①：基本目標1 多くの世代の希望の実現
- ②：基本目標2 地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築
- ③：基本目標3 心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流

■位置づけた施策の考え方

次の基本計画につなげていくため、以下の視点により、選択と集中を図り、19の施策としてまとめたうえで、4つの柱に位置づけました。

- 新実施計画（後期）において位置づけはないが、次の基本計画を見据え、新たな施策として位置づける横断的な取組み
例) ひきこもり支援、高齢者の地域参加促進など
- 新規条例制定など、大きな動きがあり、次期基本計画に向けて、今後さらに加速させていく必要がある取組み
例) 認知症とともに生きる希望条例、(仮称) 地域行政の充実に関する条例、(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例、障害者への理解促進及び差別解消に関する条例
- SDGsなど、現基本計画策定時には想定していなかった概念により、持続可能な社会に向けてさらなる取組みを進めていく必要のあるもの
例) ジェンダー、経済成長、持続可能なまちづくり、気候変動の緩和と適応、食品ロス削減など
- コロナ禍の影響を踏まえ、次の基本計画に向けて、取組みを加速させていくもの
例) 健康危機管理体制強化、中小企業支援、高齢者の地域参加促進、居住支援、支援を必要とする子どもや家庭へのサポートなど
- 気候変動による激甚化・頻発化する災害に対し、防災・減災の取組み強化は、次期基本計画においても引き続き重要なテーマとなることから、複合的・横断的な取組みとして、他の施策とも統合したうえで位置づける
例) 気候変動の緩和と適応、グリーンインフラ、避難者対策、豪雨対策・木造住宅密集地域解消・耐震化促進・道路整備など
- 新実施計画（後期）またはその計画期間において、一定の取組みが完了したものについて、さらに発展・充実させ、次の基本計画につなげていく取組み
例) 児童相談所開設→社会的養育の推進
教育総合センター開設→質の高い教育・保育
児童生徒へのタブレット端末配備→活用した新たな教育の推進
- 「参加と協働」やコミュニティの視点を、次の基本計画にもつなげていくもの
例) 参加と協働のまちづくり、図書館、地域行政の推進など

※複数の項目に該当する施策もあることから、上記は代表的な取組みとして例示として挙げたもの

4 4つの政策の柱に基づく個別施策

政策の柱1：高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

施策名	施策の方向性	所管部
1 地域防災力の向上	<p>【目指す姿】 地域住民の防災意識を高め、自助、共助を推進するとともに、地域の災害対応力を高める体制づくりを推進し、地域防災力の向上を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 区民と地域の防災力向上、避難者対策</p>	危機管理部 保健福祉政策部
2 安全で災害に強いまちづくり	<p>【目指す姿】 激甚化・頻発化する災害や大規模震災等から区民を守るために、災害に強く復元力のある高度な防災都市の実現を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 豪雨対策の推進、木造住宅密集地域の解消、住宅の耐震化促進、優先整備路線の整備促進</p>	道路・交通計画部 総合支所 防災街づくり担当部 土木部
3 ひきこもり支援の推進	<p>【目指す姿】 ひきこもり状態にある当事者や家族へのきめ細やかな支援体制を構築し、ひきこもりの方への社会的理 解及び支援者育成の促進を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 ひきこもり等生きづらさを抱えた方の相談・支援事業、支援機関相互の連携強化、ひきこもりの社会的理 解の促進</p>	保健福祉政策部 障害福祉部 子ども・若者部
4 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	<p>【目指す姿】 一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らしのまちを目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 情報発信・共有プロジェクト、本人発信・参画プロジェクト、「私の希望ファイル」プロジェクト、地域づくりプロジェクト</p>	高齢福祉部
5 障害者の地域生活の支援	<p>【目指す姿】 障害のある人もない人も共に支えあって暮らし続けられる地域社会の実現を通して、障害のある人も住み慣れた地域で自立した生活が続けられる環境の確保を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 障害者理解の促進と差別解消の周知・普及、医療的ケア児（者）の支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進</p>	障害福祉部 子ども・若者部 保育部 世田谷保健所 教育委員会事務局

施策名		施策の方向性	所管部
6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化	<p>【目指す姿】</p> <p>様々な状況下においても区民の健康を保持増進できる環境づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、健康に関する安全・安心の確保に向けて取り組みます。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>健康危機管理体制の強化、こころの健康づくり、生活習慣病予防の推進</p>	世田谷保健所 総合支所 障害福祉部
7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進	<p>【目指す姿】</p> <p>高齢者・障害者等住宅確保要配慮者への支援策を強化し、住まいの確保に向けた支援に取組み、安心して住み続けられるまちを目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>高齢者や障害者等住宅確保要配慮者への入居支援、ひとり親世帯の居住の安定</p>	都市整備政策部

政策の柱2：区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

施策名		施策の方向性	所管部
8	地域行政の推進	<p>【目指す姿】</p> <p>区政運営の基盤とする地域行政制度の充実について必要な事項を定めることにより、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区を重視したまちづくりの強化を図り、区民自治の充実と地域社会の発展に寄与します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>（仮称）世田谷区地域行政の充実に関する条例の制定、（仮称）世田谷区地域行政推進計画の策定、まちづくりセンターの充実、総合支所の権限・組織の見直し、人材育成の取組み</p>	地域行政部
9	高齢者の地域参加促進	<p>【目指す姿】</p> <p>身近な地域での「居場所づくり」などの5つのプロジェクトを推進し、高齢者の社会的孤立の防止や健康寿命の延伸、コロナ禍による閉じこもり防止やフレイル予防の促進を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>「居場所づくり」プロジェクト、「健康づくり」プロジェクト、「地域参加・地域貢献」プロジェクト、「知と学び」プロジェクト、「就労・就業支援」プロジェクト</p>	生活文化政策部 総合支所 スポーツ推進部 経済産業部 保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所

施策名	施策の方向性	所管部
10 持続可能な地域経済の基礎づくり	<p>【目指す姿】 事業者の新たな挑戦や様々な主体の有機的なつながりの促進、多様な働き方の支援により新たな価値を創造し、持続可能な社会を実現する地域経済のエコシステムの基礎をつくります。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 地域連携型ハンズオン支援の実施、SETAGAYAPORTによる新たな産業の創出、三軒茶屋就労支援センター事業の実施、区内企業と求職者のマッチング事業の実施</p>	経済産業部
11 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	<p>【目指す姿】 図書館の公共性の観点を維持し、子どもの読書環境の整備、大人の生涯学習活動を支援します。さらにコミュニティの醸成につながる地域に開かれた知的な居場所を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 子ども読書活動の推進、課題解決支援サービスの拡充、図書館運営・図書館サービスへの区民参画の拡大、中央図書館の機能拡充</p>	教育委員会事務局

政策の柱3：子ども若者の学びと育ちの支援

施策名	施策の方向性	所管部
12 支援を必要とする子どもと家庭のサポート	<p>【目指す姿】 妊娠期から就学前までの切れ目のない支援である世田谷版ネウボラや地域での見守りによって、より支援を必要とする子どもと家庭に早期かつ適切に支援を行うことで、すべての子どもが喜びをもって健やかに育つまちを目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 生活困難を抱える子どもと家庭への支援の推進、ひとり親家庭への支援の推進、児童館を拠点とした地区における見守りネットワークの強化</p>	子ども・若者部 総合支所
13 社会的養育の推進	<p>【目指す姿】 子どもの最善の利益の実現を図るため、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と各種支援を推進し、代替養育を必要とする子どもができる限り良好な家庭環境において養育されることを目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 家庭と同様の環境における代替養育の推進、施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備</p>	子ども・若者部 総合支所 児童相談所

施策名	施策の方向性	所管部
14 ICT 基盤を活用した新たな教育の推進	<p>【目指す姿】</p> <p>児童・生徒 1 人 1 台タブレット端末等の新たなICT 基盤を効果的に活用し、探究的な学び、協働的な学び、個別最適な学び等を実現します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>ICT を活用した学びの推進、ICT 環境整備の充実、教職員の支援・人材育成の推進</p>	教育委員会事務局
15 教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進	<p>【目指す姿】</p> <p>教育の質の転換を担う教員等の育成や学校支援を進め、乳幼児期からの教育・保育の質の向上を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>学校支援・教員等支援の強化、子ども支援・教育相談・個別支援の強化、乳幼児期の教育・保育の支援の強化・拡充、地域・社会との連携の強化</p>	教育委員会事務局 保育部

政策の柱 4 : コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

施策名	施策の方向性	所管部
16 多様性の尊重	<p>【目指す姿】</p> <p>全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>人権施策の推進、男女共同参画の推進、多文化共生の推進</p>	生活文化政策部
17 気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進	<p>【目指す姿】</p> <p>省エネルギー、せたがや版 RE100（再生可能エネルギーの利用拡大）、省資源化、緑化など、気候変動を緩和する取組みを推進し、脱炭素社会を実現します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】</p> <p>環境に配慮したライフスタイルへの転換、環境配慮型住宅の推進、せたがや版 RE100 の推進（再生可能エネルギーの利用拡大）、みどりの保全創出</p>	環境政策部 みどり 3 3 推進担当部

施策名	施策の方向性	所管部
18 循環型社会形成に向けた3Rの取組みの推進	<p>【目指す姿】 発生抑制と再使用を中心に再生利用も含めた3Rについて、区民・事業者の意識醸成・行動促進を図り、ごみ減量と資源化の取組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会の実現、SDGsの目標達成を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 食品廃棄物（生ごみ）削減の推進（食品ロスの削減）、廃棄物削減に向けたリユース（再使用）・リサイクルの推進、事業者主体の3R活動の促進</p>	清掃・リサイクル部
19 魅力ある街づくり	<p>【目指す姿】 地区特性に応じた街づくりから、魅力ある都市づくりを推進します。</p> <p>【施策を構成する事業（例）】 地区街づくりの推進、市街地開発事業等の促進、連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり</p>	都市整備政策部 総合支所

5 分野別計画における主な取組み

各分野別計画に位置づけられているものは、4つの政策の柱に基づく施策には原則として位置づけていません。つながるプランにおいては、参考として、各分野別計画における主な取組みの概要を一覧としてまとめ、掲載していきます。

※素案では掲載していません。

6 事業費一覧

4つの政策の柱に基づく施策にかかる事業費を示していきます。

※素案では掲載していません。

第4章 DXの推進

- 1 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- 2 Re・Design SETAGAYAへのステップ(2年間の取組み)

Re・Design SETAGAYA

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、
デジタル技術の導入や活用をきっかけに、「変革」し続けていくこと。

コロナ禍において、様々な分野で導入が加速したデジタル技術は、
人々の日々の生活に必要不可欠なものとなり、社会全体を変えています。

それは地方自治体も例外ではありません。
先行して変化している人々の生活に、地方自治体が追いつかないといけません。

世田谷区はDX推進のコンセプトを「Re・Design SETAGAYA」と定めました。

ICTの浸透により区民生活が
あらゆる面でより良い方向に変化する、

Re・Design SETAGAYAの目指す方向をイメージしながら、
区民の視点に立った取組みを進めます。

1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

（1）デジタル社会の実現に向けて

新型コロナウイルス対応において明らかとなった、行政システムのデジタル化の遅れへの迅速な対処とともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等についてデジタル技術を用いて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

国においては、社会のデジタル化を強力に推進するため、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）を定め、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方など、目指すべきデジタル社会へのビジョンが示されました。

基本方針等を踏まえ、デジタル庁創設や地方公共団体の情報システムの標準化などを定めた、デジタル改革関連法が令和3年5月に成立しました。

デジタル改革関連法のもと、令和3年9月に発足する「デジタル庁」が、デジタル社会形成の司令塔として、官民の施策や取組みを推進することになります。

（2）世田谷区DX推進方針（～Re・Design SETAGAYA～）

このような中、世田谷区におけるDX推進の方向性を示すため、令和3年3月に「世田谷区DX推進方針Ver.1」（以下「推進方針」という。）を策定しました。変わりゆく社会情勢や行政ニーズに柔軟に対応するため、デジタルデバイドの課題も踏まえたうえで、デジタル技術を導入することによる「変革」にこれまで以上に重点を置き、3つの方針「行政サービスのRe・Design」「参加と協働のRe・Design」「区役所のRe・Design」を立てました。これらの方針のもと、具体的な取組みについて、即着手できるものからスマールスタートし、トライアンドエラーによる改善を進めています。

方針1	方針2	方針3
<p>行政サービス のRe・Design</p>  <p>【区民の視点からの変革】</p> <p>区民の視点や困りごとに立ち返り、行政サービスを再構築していく。区民は、デジタル化によって、時間や場所を選ばず、必要な情報を得たり問合せや手続きができる。</p> <p>すべての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていく。</p>	<p>参加と協働 のRe・Design</p>  <p>【多様化の推進】</p> <p>区民や地域団体、事業者、行政などが、それぞれコミュニケーションをとったり、地域活動に参加する機会を、デジタル化の推進により多様化する。</p> <p>民間企業やNPOなどは、地域の課題解決のための活動をする上で、電子申請やオープンデータ、行政の協力体制から、世田谷区での活動を選択する。</p>	<p>区役所 のRe・Design</p>  <p>【役割のシフト】</p> <p>デジタル技術やデータを活用した業務改善により資源を生み出し、対人・相談業務や企画立案などにより注力するなど、業務を再構築する。</p> <p>BCP対策やワークスタイル改革として、職員が社会情勢やライフステージの変化にも対応し、業務の維持・向上ができる強固な基盤を構築する。</p>

推進方針は、外部環境の変化やICT技術の進展に加え、コロナ禍を教訓に、その時々の区民ニーズに柔軟かつ的確に対応しながら、区民の視点に立った変革を進めるために、アップデートを重ねていきます。

(3) 変革 (Re・Design) への基盤づくり

DXは、単に行政手続き等のデジタル化を目的とするのではなく、区民や事業者の視点から、デジタル技術やデータを活用して行政システムを根本から変革し、ICTの浸透により区民生活があらゆる面で良い方向に変化する、誰一人取り残さない、人にやさしい地域社会の実現を目指していくものです。

こうしたデジタル社会の実現に向けて、必要な基盤の整備や普及に区を挙げて取組みを進めていきます。

2 Re・Design SETAGAYAへのステップ（2年間の取組み）

(1) 行政サービスのRe・Designに向けた取組み

すべての区民が対面・非対面を問わずサービスを選択できる環境を整え、区民の視点に立った快適な行政サービスの提供をデザインしていきます。

01 オンライン手続き



離れた場所から好きな時に電子申請や電子データによる手続きができる。

02 オンライン相談



離れた場所からでも職員と顔を合わせて、相談が可能になる。

03 チャット相談・案内



曜日・時間帯を問わず、24時間いつでも問合せ可能になる。

04 キャッシュレス



現金以外にも様々な方法で支払いが可能になる。

05 セグメント受信



自分にとって必要な情報をすぐに知ることができる。

06 デジタルデバイド解消



ICT機器の利活用による情報格差を生まない。

(2) 参加と協働のRe・Designに向けた取組み

デジタル技術の活用により多様な参加と協働をデザインしていきます。

01 気軽な区民参加



いつでも、どこでも、誰でも区政に意見が言える。

02 ニーズのみえる化



ニーズのみえる化によってEBPMの取組みや事業者提案型の地域課題解決を促す。

03 コミュニケーションの多様化



区民や地域団体、事業者、行政などがそれぞれコミュニケーションをとれるようになる。

04 マッチングによる協働

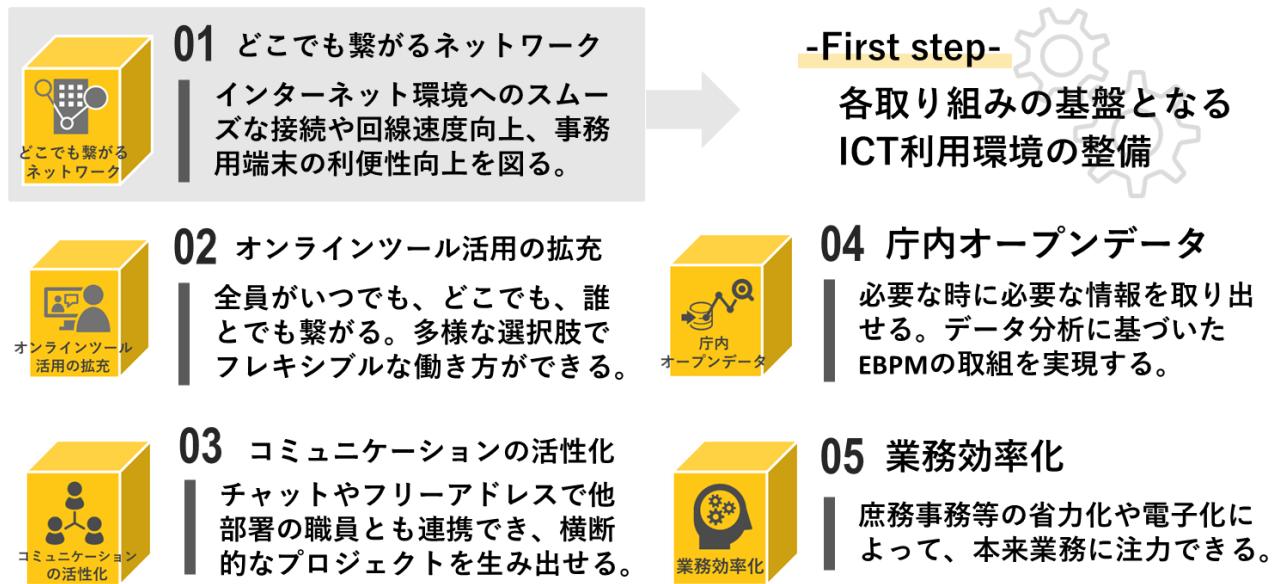


マッチングにより地域活動に参加する機会を多様化する。

*EBPM : Evidence-based Policy Making 事実（エビデンス）に基づく政策立案

(3) 区役所の Re・Design に向けた取組み

職員の能力をフルに発揮できる I C T 環境の整備を進め、区民の視点に立ったサービスの向上に繋げます。



(4) Re・Design を支える人材の確保・育成

研修をはじめ、職務の中で小さなD X 体験を積み重ねながら、意識改革に重点を置き、区のD Xについて、主体的に取り組めるマインドを持った職員を育成します。



第5章 行政経営改革の取組み

- 1 行政経営改革10の視点に基づく取組み
- 2 外郭団体の見直し
- 3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み
- 4 行政経営改革効果額

1 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み

行政経営改革の 10 の視点

自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、また、コロナ禍等によるさらなる行政需要の増大と厳しい財政状況を踏まえた持続可能な行財政運営を行うため、以下の 3 つの基本方針と 10 の視点により、行政経営改革の取組みを着実に進めます。

➤ 基本方針 1 区民に信頼される行政経営改革の推進

視点1	自治体改革の推進
都区制度改革を始め、自治権拡充や地方分権に向けた取組みを進め、自主財源の拡充にも取り組み、自立した自治体を目指します。また、自治体や大学との連携により、広域的な課題の解決や地域社会の持続的な発展に取り組みます。	
視点2	自治の推進と情報公開、区民参加の促進
住民自治を持続可能なものとするため、区民主体のまちづくりを推進していきます。また、デジタル技術も活用し、適正な文書管理と個人情報保護のもと、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やN P O 等との協働の促進を行います。	
視点3	世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進
世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、コロナ禍を経た新たな時代の変化を敏感に捉え、区政課題に的確に応えるために、本格化する新庁舎整備後も見据え、庁内のワークスタイルや業務手法等の改革を進めます。	
視点4	執行体制の整備
区政の課題に確実かつ効果的に応えられる簡素で柔軟な組織体制を整備するとともに、職員定数の適正化を行います。職員が共に育ち合い、育てる職場風土の醸成に取り組み、経営感覚を持ち、区民との協働を進める職員を育成します。	

➤ 基本方針 2 持続可能で強固な財政基盤の確立

視点5	施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し
P D C A サイクルにより施策の進行管理を適切に行い、現在の社会情勢や区民ニーズを踏まえた施策事業を行う意義（必要性）や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか（有効性）等を評価します。施策の優先度や成果の達成状況、費用対効果等を検証し、施策の課題や見直すべき点を明らかにするとともに、施策のプロセスにおける成功要因や工夫を照らし出し、中長期的な施策の改善に活かします。	
視点6	民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減
民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上、業務の効率化やコストの縮減が図れる場合には、行政の責任を明確にし、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に進めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。	

視点7**施策事業の効率化と質の向上**

政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。デジタル技術を活用した業務の標準化や効率化、事業手法の見直しや整理統合などを進め、より高度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。

視点8**区民負担等の適切な見直し**

施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、経費抑制策や事務改善等に取り組むとともに、区民負担等の適切な見直しを図ります。

▶ 基本方針3 資産等の有効活用による経営改善**視点9****公有財産等の有効活用**

区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図ります。

視点10**税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上**

持続可能で強固な財政基盤を構築するため、効率的な公金運用、広告事業やネーミングライツ、区有地等の活用による多様な税外収入の確保を推進します。また、適正な債権管理と納付方法の多様化等による収納率の向上を図ります。

取組み一覧

コロナ禍により表面化した新たな行政課題への対応やDXの推進等を踏まえ、行政経営改革の10の視点に基づき、以下の各取組みを位置づけました。

基本方針	視点	取組み名
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	(1)自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革
		(2)自治体間連携等の推進（総合戦略）
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	(1)地域行政の推進【再掲】
		DX (2)公文書の適正な管理・活用の推進
		DX (3)情報公開・個人情報保護制度の見直し
		(4)情報公開の推進
		DX (5)広報機能の充実
		(6)広聴機能の充実
		(7)寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	DX (1)勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革
		DX (2)DX推進を支える情報化基盤の強化
		DX (3)保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み
		DX (4)保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み
		DX (5)機能的な窓口の実現に向けた取組み
		(6)災害対策本部機能の充実
		(7)区役所全体のエネルギー使用量の削減
	4 執行体制の整備	DX (1)執行体制の整備と人材育成
持続可能で強固な財政基盤の確立	5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	(1)行政評価の活用による事業の検証
		(2)効果的な新公会計制度の運用
	6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	(1)官民連携の取組み
		(2)魅力ある図書館運営・サービスの推進
		DX (3)職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し
	7 施策事業の効率化と質の向上	DX (1)時代にあった業務改善の取組み
		DX (2)事業手法の見直しによる効率化

基本方針	視点	取組み名
		(3)補助金の見直し
		(4)庁有車の統廃合
		(5)区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）
8 区民負担等の適切な見直し		(1)使用料・利用料の見直し
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	(1)公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却
	10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	(1)DX 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進
		(2)ネーミングライツによる税外収入の確保
		(3)区有地を活用した税外収入の確保
		(4)公園を活用した税外収入の確保
		(5)安全かつ効率的な公金運用
		(6)DX 債権管理重点プランに基づく取組み

※ DX …デジタル技術を活用する（検討を含む）取組み項目

■ 基本方針 1 区民に信頼される行政経営改革の推進

➤ 【視点 1】自治体改革の推進

取組み名	取組みの方向性
(1) 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革	<p>【概要】 都区制度改革や拡充すべき権限など、世田谷区が目指す自治体のあり方について、さらなる検討を進めます。</p> <p>【取組み例】 自治権拡充・都区制度改革に向けた取組み、地方分権改革に向けた取組み（提案募集方式活性化）</p>
(2) 自治体間連携等の推進 (総合戦略)	<p>【概要】 全国の自治体との連携のもと広域的な課題に取り組み、お互いの課題解決に寄与することで、共存共栄を目指します。また、大学の持つ専門性や地域資源を活かし、地域社会の持続的な発展に資するため、区内大学等との一層の連携・協働を推進します。</p> <p>【取組み例】 自治体との「ひと」や「もの」の交流、災害時協力協定締結自治体との連携、大学との連携・協力の取組み</p>

➤ 【視点 2】自治の推進と情報公開、区民参加の促進

取組み名	取組みの方向性
(1) 地域行政の推進【再掲】	<p>【概要】 区政運営の基盤とする地域行政制度の充実について必要な事項を定めることにより、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区を重視したまちづくりの強化を図り、区民自治の充実と地域社会の発展に寄与します。</p> <p>【取組み例】 (仮称) 世田谷区地域行政の充実に関する条例の制定、(仮称) 世田谷区地域行政推進計画の策定、まちづくりセンターの充実、総合支所の権限・組織の見直し、人材育成の取組み</p>
(2) DX 公文書の適正な管理・活用の推進	<p>【概要】 区政に関する重要な事項が記載された公文書を重要公文書と位置づけ、保存期間満了後も永久保存する特定重要公文書の保存体制の検討・整備等を進めるとともに、広く区民の利用に供します。</p> <p>【取組み例】 特定重要公文書の適切な保存環境及び保存方法の検討・保存体制の整備、利用請求への対応</p>
(3) DX 情報公開・個人情報保護制度の見直し	<p>【概要】 個人情報保護法改正に伴い、区の個人情報保護制度及び情報公開制度等の取扱いについて、情報公開・個人情報保護審議会の意見等を聴きながら、個人情報保護条例等の見直しについて検討を進めます。</p>

取組み名		取組みの方向性
		<p>【取組み例】</p> <p>審議会からの意見聴取、区民意見募集等、個人情報保護条例をはじめとした関連する規定の改正</p>
(4)	情報公開の推進	<p>【概要】</p> <p>区民の区政の理解と参加を促進するとともに、職員の意識向上によるワズ・スパンディング（賢い支出）を図るため、公金の支払いに関する情報を公開します。</p> <p>【取組み例】</p> <p>公金支払に関する情報の公開</p>
(5)	DX 広報機能の充実	<p>【概要】</p> <p>区のおしらせの魅力ある紙面の検討や、デジタルツール等も活用した情報発信の充実、区ホームページのリニューアルに向けた検討・準備等を実施します。</p> <p>【取組み例】</p> <p>区のおしらせの充実、SNS利用の拡大、区ホームページのリニューアルに向けた検討</p>
(6)	広聴機能の充実	<p>【概要】</p> <p>無作為抽出による区民意見募集や区政モニター等を活用し、区民の意見や要望を広く集めるとともに、より多くの区民が区政に意見を出しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>【取組み例】</p> <p>区民意見募集制度の見直し、区民の声システムの見直し</p>
(7)	寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進	<p>【概要】</p> <p>寄附文化の醸成に向け、オンライン受付や多様な決済手段等の寄附しやすい環境整備、クラウドファンディングの手法を活用した取組みに対する寄附募集を行います。</p> <p>【取組み例】</p> <p>寄附制度への理解促進と寄附しやすい環境整備、魅力ある記念品の設定等区の施策を応援してもらうためのPRの実施、クラウドファンディングの活用</p>

➤ 【視点3】世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進

取組み名		取組みの方向性
		<p>【概要】</p> <p>柔軟な働き方を実現することにより、誰もが働きやすい職場環境の整備を進め、区政を担う優秀な人材の確保・定着・育成に繋げていきます。</p> <p>【取組み例】</p> <p>勤務時間の適正管理、より一層活用しやすい時差勤務制度の整備、庁舎活用等職場を限定しない勤務環境づくりに向けた取組み・検証、ワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革に関する取組み</p>
(1)	DX 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革	

取組み名		取組みの方向性
(2)	DX D X 推進を支える情報化基盤の強化	<p>【概要】 情報セキュリティポリシーガイドラインの見直しに対応した、次期情報化基盤の検討を行うとともに、働き方改革やD X 推進を支える情報化基盤等の強化を目指します。</p> <p>【取組み例】 次期情報化基盤の検討、各種端末の配備及び庁舎内 Wi-Fi 等のネットワーク環境の整備、クラウドサービスを円滑に活用できる環境の整備、情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直し</p>
(3)	DX 保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み	<p>【概要】 チャットボットや電子申請の活用等による業務の効率化を図ります。</p> <p>【取組み例】 問い合わせへの迅速かつ適切に対応できる体制の整備、電子申請の推進、保育園入園事務の平準化による勤務時間の縮減</p>
(4)	DX 保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み	<p>【概要】 各種申請や健診・検診など膨大な書類の処理について、事務量や人員のコスト削減に向けた業務改善を検討し、ペーパーレス化に向けた取組みを進め、区民サービスの利便性向上を図ります。</p> <p>【取組み例】 ペーパーレス化の実現に向けた取組みの検討</p>
(5)	DX 機能的な窓口の実現に向けた取組み	<p>【概要】 機能的な窓口の実現に向けて、集中入力センターの効率的な運営やマイナンバー制度の活用による区民サービス向上・業務の効率化に取り組むとともに、D X の推進により、新庁舎整備も見据え、来庁を不要とする行政手続きや相談業務等、窓口業務の見直しを検討します。</p> <p>【取組み例】 集中入力センターの効率的な運営、マイナンバー制度の活用による区民サービス向上・業務の効率化、くみん窓口・出張所・まちづくりセンターの窓口業務のあり方検討</p>
(6)	災害対策本部機能の充実	<p>【概要】 災害時に区民の生命や財産を守るための機能が十分に発揮されるよう災害対策本部機能の充実を図るために、新庁舎整備に合わせ、災害時における全庁を通じた情報共有・適切な情報発信が行える防災情報システムの導入などの設備・機能の検討を進めます。</p> <p>【取組み例】 災害時の情報収集・分析や全庁での情報共有と対応方針等の意思決定を円滑かつ適切に行うための機能を備えた防災情報システム導入へ向けた検討・設計及び構築、システム運用開始に係る職員への研修の実施</p>
(7)	区役所全体のエネルギー使用量の削減	<p>【概要】 職員による環境配慮行動を推進するとともに、新庁舎をはじめとする区施設の断熱性能の向上や高効率設備の導入などを進め、脱炭素社会の構築に向けた省エネルギーの促進とC O₂ 排出量の抑</p>

取組み名	取組みの方向性
	<p>制を図り、環境負荷低減に努めます。</p> <p>【取組み例】</p> <p>「E C Oステップせたがや」の推進、街路灯ＬＥＤ化、公共施設高効率照明改修実施、ＥＳＣＯサービスの実施</p>

➤ 【視点 4】 執行体制の整備

取組み名	取組みの方向性
(1) DX 執行体制の整備と人材育成	<p>【概要】</p> <p>複雑多様化かつ増大する行政需要に対応していくため、様々な課題に機動的に対応できる柔軟な組織づくりと、高度な専門知識や能力を持った職員や、民間や区民との連携、協働により公的サービスを生み出す、折衝力や調整力を持った職員の育成に取り組みます。また、DXの推進による業務効率化を含めた、全庁的な視点による適正かつメリハリのある職員定数管理を行うとともに、会計年度任用職員の任用数管理に取り組むなど、中長期的な人員適正化を図ります。</p> <p>【取組み例】</p> <p>執行体制の整備、定員適正化の推進、人材育成施策の推進</p>

■ 基本方針 2 持続可能で強固な財政基盤の確立

➤ 【視点 5】 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し

取組み名	取組みの方向性
(1) 行政評価の活用による事業の検証	<p>【概要】</p> <p>新公会計制度を活用した行政評価の実施や、事業の必要性・有効性・公益性等の各視点からの評価やコスト分析等を踏まえた事務事業等の検証を行います。</p> <p>【取組み例】</p> <p>行政評価の実施・公表、行政評価の活用による事務事業等の検証、評価手法の見直し・改善</p>
(2) 効果的な新公会計制度の運用	<p>【概要】</p> <p>各財務諸表の作成・公表を実施していくとともに、財務情報を活用し経営感覚を持った行政運営、事業実施における成果志向、コスト意識の醸成など、職員の意識向上を図ります。</p> <p>【取組み例】</p> <p>財務諸表の作成・活用、職員の会計スキルの向上</p>

➤ 【視点 6】 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト削減

取組み名	取組みの方向性
(1) 官民連携の取組み	<p>【概要】 民間からの提案に基づく事業実施や官民連携窓口の対外的な広報活動、官民連携を担っていく人材育成に取り組むとともに、公共施設の整備に関して、民間資金を活用した官民連携による運営方法（PFI事業）を検討します。</p> <p>【取組み例】 民間提案型による事業実施、テーマ設定型による取組み、官民連携指針に基づく人材育成、サウンディング調査、民間資金を活用した官民連携による運営方法（PFI事業）の検討</p>
(2) 魅力ある図書館運営・サービスの推進	<p>【概要】 「知と学びと文化の情報拠点」を実現する魅力ある図書館づくりの推進に向け、図書館サービスの充実やICタグ関連機器の導入による利便性向上や業務の効率化を図ります。</p> <p>【取組み例】 魅力ある図書館運営・サービスの推進、ICタグ関連機器の導入による効率化</p>
(3) DX 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し	<p>【概要】 職員の給与事務、福利厚生事務について、それぞれの業務の性質に応じて、アウトソーシングやデジタル化といった手法の変更等、業務の効率化に向けた検討を行います。</p> <p>【取組み例】 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直しに向けた検討</p>

➤ 【視点 7】 施策事業の効率化と質の向上

取組み名	取組みの方向性
(1) DX 時代にあった業務改善の取組み	<p>【概要】 各所属が業務改善に取り組むための業務プロセス分析等のノウハウの標準化や、RPA や OCR の活用に向けた府内啓発、ノウハウの蓄積を着実に実施します。</p> <p>【取組み例】 業務プロセス分析等による業務改善</p>
(2) DX 事業手法の見直しによる効率化	<p>【概要】 DX の推進により、区民の利便性向上や事業の効率化を図るとともに、成果の達成状況等に課題を有する事務事業等について、事業の検証を行い、事業手法の見直しや効率化を図ります。</p> <p>【取組み例】 デジタル技術を活用した事業手法の効率化、事業手法の見直し・改善</p>
(3) 補助金の見直し	<p>【概要】 補助金の有用性に留意しつつ、社会状況の変化、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の観点に立ち、定期的にあり方</p>

取組み名		取組みの方向性
		<p>を点検・見直すことにより、適正な補助金執行を図ります。</p> <p>【取組み例】 補助金対象事業の点検と見直し</p>
(4)	庁有車の統廃合	<p>【概要】 新庁舎整備を見据え、DXの推進も視野に庁有車の共有化を進め、庁内で所有する車両を統廃合し共用車両を増大することで、車両の総台数を削減し、維持管理経費の削減や効率化を図ります。</p> <p>【取組み例】 庁有車の統廃合（庁内カーシェアリング等）</p>
(5)	区立保育園の今後のあり方 (「区立保育園の今後のあり方」による取組み)	<p>【概要】 今後の保育需要等を見定めながら、施設更新による効率化を図りつつ、安全で安定した保育環境を整備します。引き続き、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を行政の責任のもと担うため、緊急保育や子育て支援事業等の拡充等を行うことで、在宅子育て家庭を含む地域の子育て支援機能や、保育の質の向上に向けた取組み等を効果的・効率的に推進していきます。</p> <p>【取組み例】 「区立保育園の今後のあり方」による取組み</p>

➤ 【視点8】 区民負担等の適切な見直し

取組み名		取組みの方向性
(1)	区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	<p>【概要】 区民サービスの維持に向けて、区民生活を取り巻く社会状況の変化も幅広く捉えた検証を行い、使用料・利用料の見直しの要否を総合的に判断します。</p> <p>【取組み例】 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し</p>

➤ 基本方針3 資産等の有効活用による経営改善

➤ 【視点9】 公有財産等の有効活用

取組み名		取組みの方向性
(1)	公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却	<p>【概要】 公共施設跡地を、必要性が高い施設の整備を条件として貸し付け、民設民営の施設整備を誘導するとともに、地代等の賃料収入を確保します。</p> <p>【取組み例】 ふじみ荘跡地活用、厚生会館の移転による跡地売払い、統合園の開設による区立保育園跡地活用</p>

➤ 【視点 10】 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上

取組み名		取組みの方向性
(1)	DX 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進	<p>【概要】</p> <p>広告事業の拡充に向けて、既存の広告手法のみならず、区事業や区施設を活用した新たな広告掲出を進め、更なる経費削減を図ります。</p> <p>【取組み例】</p> <p>区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進</p>
(2)	ネーミングライツによる税外収入の確保	<p>【概要】</p> <p>更なる税外収入確保に向けて、提案事業者と区民の双方にメリットのある、より魅力的で実効性のあるネーミングライツ事業に取り組みます。</p> <p>【取組み例】</p> <p>ネーミングライツ事業の実施</p>
(3)	区有地を活用した税外収入の確保	<p>【概要】</p> <p>区立施設の敷地や遊休地等をコインパーキング、自動販売機、宅配ロッカーやキッチンカー等のスペースとして提供し、区有地の有効活用と税外収入の確保、区民の利便性向上に繋げます。</p> <p>【取組み例】</p> <p>キッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援、その他区有地を活用した税外収入確保策の検討・実施</p>
(4)	公園を活用した税外収入の確保	<p>【概要】</p> <p>官民連携による収益施設の誘致や Park-PFI の活用等、公園や園内施設を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図ります。</p> <p>【取組み例】</p> <p>大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設の誘致（Park-PFI の活用等）、既存の公園における仮設民間施設（移動販売車）の誘致、新たな税外収入確保策の検討・実施</p>
(5)	安全かつ効率的な公金運用	<p>【概要】</p> <p>世田谷区公金管理方針及び公金運用計画に基づき、安全を第一に、資金の流動性も確保しつつ安定的かつ効率的な運用を行い、税外収入の確保を図ります。</p> <p>【取組み例】</p> <p>積立基金利子収入目標額の達成に向けた公金運用</p>
(6)	DX 債権管理重点プランに基づく取組み	<p>【概要】</p> <p>持続可能で強固な財政基盤の構築と区民負担の公平性、公正性を確保するために、滞納予防や債権回収に向け、さらなる債権管理の適正化と収納率の向上を図ります。</p> <p>【取組み例】</p> <p>現年分徴収の徹底、滞納整理の強化、収納事務の改善</p>

2 外郭団体の見直し

外郭団体改革の取組み方針

基本計画で定めている外郭団体改革基本方針における以下の5つの改革の取組み方針に基づき、外郭団体が自立した経営の下、公益性と専門性を活かした、区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制の確立をめざして、外郭団体（11団体）ごとに改革の取組みを進めます。

- 方針1 外郭団体のあり方に関する見直し
- 方針2 外郭団体への委託事業に関する見直し
- 方針3 財政的支援・関与の見直し
- 方針4 人的支援・関与の見直し
- 方針5 中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

外郭団体改革の取組み方針に基づく取組み内容	所管部
<p>外郭団体を取り巻く状況は設立時から大きく変化してきました。NPOを含む公共サービスの担い手増加に加え、民間事業者は公共的な役割を高めており、官民連携の手法など、公共サービスの更なる充実に向けた様々な取組みが進んでいます。</p> <p>また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、外郭団体は事業運営や経営に様々な影響を受ける一方、区の財政状況も当面厳しい状況が続くことが懸念されます。</p> <p>今後も SDGs の推進など、新たな区政課題において外郭団体の専門性や公益性を活かしていくことが重要です。さらに、区で推進している DX は、外郭団体においても求められていきます。</p> <p>このような状況下で、外郭団体がそれぞれの役割を最大限に發揮していくために将来を見据えながら、外郭団体改革基本方針に基づくさらなる改革に取り組みます。</p> <p>各団体の設立目的に沿って団体の存在意義や事業の公益性・必要性を見つめなおし、区の財政支援に関する必要な見直しを進めます。また、各団体が自主性・自立性を高めるよう、職員の人材確保育成のための支援とともに、区から外郭団体への職員派遣について、適正化を図ります。</p> <p>こうした取組みを次期基本計画における外郭団体改革基本方針へとつなげ、大きな変化を見せる社会状況を踏まえながら不断の改革を進めていきます。</p>	政策経営部

今後2年間の改革方針（各団体別）

団体名	内容	所管部
公益財団法人 せたがや文化財団	新型コロナウイルス感染症の影響など、社会状況の変化や区民ニーズに対応する必要があります。そのため、施設の管理と事業運営を一体的に行い、また、財団の特性を活かしつつ事業計画に沿った効果的な事業展開を図るとともに、併せて、強固な事業推進に向け、収益事業の工夫、更に各種助成金、協賛金、寄附金の拡充などに注力します。	生活文化政策部
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	令和3年度までに検討している「法人のあり方の方向性」をふまえ、体制構築を図ります。今後もコロナ禍で深刻な影響を受ける区内事業者のセーフティネット施策が重要となることから、セーフティネットと産業におけるまちづくり推進に区と連携して取り組みます。	経済産業部
公益財団法人 世田谷区保健センター	保健医療福祉の拠点機能として保健センターが担う「健康を守り、創造する機能」「相談支援・人材育成機能」を推進するため、移転後の施設・設備を有効に活用した事業展開や新規事業の検討を進めます。また、コロナ禍においても感染予防の工夫を凝らしながら事業を展開しつつ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い落ち込んだ事業収益の回復に向けた取組みを進めます。さらに既存事業の見直しによる財務改善を図るとともに、将来を担う人材の育成に取り組み、財団の自立性を高めるための経営改革に取り組みます。	保健福祉政策部
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	社会情勢等の変化や財団の経営状況、役割、将来展望を見据え、団体のあり方についてこれまでの検討を踏まえ、公益法人化に向けた取組みを進めます。 財団の専門性・優位性を発揮した事業展開を実現するため、様々な団体との更なる連携を図るとともに、業務効率の高い組織・職員体制の構築、経営基盤の安定化に努めます。	都市整備政策部
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	区や各スポーツ団体等との連携を通じ、社会情勢や災害などの影響にも柔軟に対応し、東京2020大会後のレガシーを活用しライフステージに応じた各種事業を持続的に展開するとともに、職員の人材育成を強化し、中長期的な視点で自主自立的な経営に努めます。	スポーツ推進部
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	経営の自立化に向け、一層の経費削減や給与体系のあり方検討など経営の効率化を進めるとともに、事業の見直し等により経営基盤の強化を図ります。また、災害・感染症に強いBCP（事業継続計画）の策定により、自立経営でも持続可能な組織体制を構築します。	高齢福祉部

団体名	内容	所管部
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	<p>平成 30 年度から①財政の健全化、②人材育成、③事業・組織の見直しを 3 つの柱とする社協改革に取り組み、人事給与制度の見直し、職員の専門性の向上、新たな福祉ニーズに対応できる事業の開発、組織の見直しなどを進めています。</p> <p>引き続き、社協改革を着実に進め、財政基盤の安定化を図りながら組織の自立性を高めていきます。また、職員の個別支援や地域づくりに関する専門性を向上させるとともに、区民の地域生活を支える事業の開発や効果的に事業が展開できる組織体制を目指していきます。</p>	保健福祉政策部
公益社団法人 世田谷区 シルバー人材センター	<p>コロナ禍でも会員増を図るため、これまでの魅力ある仕事の確保・開拓と会員の能力にあった職種分野の開拓はもとより、オンライン入会手続きについても周知を徹底するとともに、より簡便で利用しやすい方法の検討を進めます。コロナ禍でも公共・民間を問わず受注拡大を図るため、発注者の利便性向上と感染症対策につながるオンライン発注の仕事の種類の拡大に取り組みます。</p> <p>新しい日常に対応した組織の強化・育成に向け、職員の能力開発・資質向上に取り組みます。</p>	経済産業部
株式会社 世田谷サービス公社	<p>施設維持管理等業務において、外郭団体として専門性・効率性の一層の向上を図るとともに、業務委託のあり方について、災害対策、地域コミュニティ、障害者雇用等の視点から検証を行い、効果的な事業展開に向けた必要な見直しを行います。他の外郭団体との連携を強化し、将来につながる人材の育成・確保に積極的に取組み、経営基盤を強化します。地方公社として地域社会の発展と区民福祉の向上に向け、障害者の安定的な雇用継続や災害対策の強化に取り組みます。</p>	政策経営部
株式会社 世田谷川場ふ るさと公社	<p>コロナ禍・コロナ後の社会状況を見据えて、安全・安心で効率的な区民健康村の施設運営に取り組むとともに、感染症対策を踏まえながら区と村の関係性を深める交流事業を展開します。</p> <p>区からの指定管理業務や団体の自主事業等の状況など踏まえて、現行の指定管理料や利用料金制度の検証を行います。</p> <p>健康村施設の利用促進や区と村の新たな交流に向けて、社員募集や給与制度の検証、社員研修の充実など、人材確保と人材育成に向けた取組みを推進します。</p>	生活文化政策部

団体名	内容	所管部
多摩川緑地広場管理公社	大田区と調整を図りながら、新型コロナウイルス等の感染リスクを軽減し、両区民が安心して心身の健康維持に努めることができるよう、利用者ニーズに応えた施設運営に引き続き努めます。また、予約システム、利用率の向上についての検討を引き続き進め、事務改善によるコスト縮減にも併せて取り組みます。	みどり3 3推進担当部

3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み

取組み方針

公共施設等総合管理計画に掲げる取組み方針の中でも重点的に推進する取組みを「重点方針」として定め、計画の実効性を高めるとともに、更なる施設総量と経費の抑制に向けた取組みを徹底し、持続可能な公共施設の維持管理を実現します。

令和5年度までは、緊急的な対応期間とし、学校等の耐震再診断への対応や学校体育館への空調設備整備等の緊急課題を着実に実施します。これに伴う経費の増加については、基金の活用や他施設の改築・改修時期の延期（区民の安全を確保するための整備を除く）等の調整により対応します。

都市基盤施設は、個別計画の進行管理を適切に行い、予防保全、長寿命化等による経費抑制します。特定財源の確保に加え、税外収入や更なるコスト抑制手法の検討を進め、保全・改修と新規整備の両立を図ります。

■全体方針

既存施設を適切に保全、長寿命化しつつ、必要かつ合理的な更新を進める。また、新規施設は計画的に整備し、より少ない投資で必要な機能を提供する「省インフラ」を実現する。

- ①建物は、新規整備を原則として行わず、複合化等の推進により更新時に施設規模を縮減する。
- ②都市基盤施設は、新規整備と保全・更新を両立しながら経費の総額を一定に維持する。

■重点方針

重点方針 1	学校を中心とした複合化整備の推進
	施設総量の過半数を占める学校を中心に、公共施設の複合化整備や共同利用を推進することで、維持官営経費等の削減や敷地の有効活用を図ります。 (具体的な取組み) 1-1 学校施設等の複合化、 1-2 小学校プール施設の共同利用

重点方針 2	効果的・効率的な公共施設整備の徹底
	効果的・効率的な公共施設整備の徹底により、より少ない投資で必要な機能を提供する「省インフラ」を実現します。 (具体的な取組み) 2-1 改築・改修工事内容の見直し、 2-2 官民連携手法の導入

重点方針 3	既存施設の区民利用機会の更なる拡充
	既存施設の区民利用機会の更なる拡充を図り、身近な地域・地区において活動できる場の確保に取り組みます。 (具体的な取組み) 3-1 区民利用施設の更なる有効活用、 3-2 学校施設の地域開放による活動スペースの拡充

取組み内容

(1) 建物に関する取組み

【目的】

既存施設を適切に保全、長寿命化しつつ、必要かつ合理的な更新を進めるとともに、新規整備は原則として行わず、複合化等の推進により施設規模の縮小を図ります。

【建物総量上限】

公共施設数（建物数）、延床面積（区長部局等、学校教育施設）の計画・実績を記載します。

【実現に向けた取組み】

	取組み名	概要
①	整備の具体化における事前協議	個別施設の整備方針や基本構想を策定する際、施設規模や整備手法（複合化、長寿命化（リノベーションを含む）、棟別改築、仮設建築物の抑制、官民連携手法など）などについて、公共施設マネジメントの観点から事前に協議を行い、経費上限と建物総量上限を超えないように調整するとともに更なる経費縮減を図ります。
②	複合化	新規施設整備は原則として行わず、複合化や効率的な設計等により施設規模の縮小を図ります。
③	仮設建築物の抑制	仮設経費を最小限にするため、工事期間中の施設の運営期間等を調整するとともに、他施設の活用や敷地内の建物配置の工夫などにより、仮設建築の抑制を図ります。
④	設計時の VE 実施	整備を進める施設は、設計段階での VE の実施などにより、整備経費の縮減を徹底します。
⑤	中長期保全改修工事	中長期保全改修の実施により、既存施設の適切な保全による改築時期の延伸（築 65 年）を図りながら、建物状況等を踏まえた必要かつ合理的な整備（改築、長寿命化（築 90 年）、リノベーション等）を進めます。
⑥	長寿命化改修に向けた躯体調査	土地、建物を借り上げている施設については、長期的な借上げによるトータルコストを踏まえ、計画的に返還を進め、維持管理費の抑制を図ります。用途、立地、短期的な活用などで借上げの優位性が確保できる場合は、既存施設の課題解消、複合化・多機能化などの手法を併せて検討します。
⑧	学校施設の標準仕様の適切な運用及び再検討	学校施設の標準仕様書の適切な運用及び仕様の再検討を行います。
⑨	新公会計制度を活用した運営改善等の取組み	新公会計制度を用いて施設運営コスト等の分析を行い、運営改善や整備手法の選択等に活用します。
⑩	官民連携手法	官民連携手法による建物整備を推進し、民間のノウハウを活かした新たな手法に取り組みます。

その他、施設類型ごとの具体的な年次計画、公共施設跡地等の有効活用の方向性を示します。※素案では掲載していません。

(2) 都市基盤施設に関する取組み

	取組み名	概要	所管部
①	せたがや道づくりプランに基づく取組み	区民の日常生活を支える道路ネットワークを整備するため、拠点駅における交通結節機能強化、事業施行中の路線・区間の早期事業完了、優先整備路線の重点的な事業化などに取り組みます。	道路・交通計画部 土木部
②	舗装更新計画に基づく取組み	区道全路線（1,094km）の舗装について、計画的かつ効率的な更新に取り組み、長期的な更新経費の大幅な抑制を図ります。	土木部
③	みどり基本計画に基づく公園整備の取組み	地域の貴重なみどりの拠点として、地域の特性やニーズに応じ、多様な機能を備え、区民に親しまれる魅力と特徴を備えた質の高い公園の整備・拡張を推進します。	みどり33推進担当部
④	公園等長寿命化改修計画に基づく取組み	老朽化する公園施設に的確に対応するため、財政負担の平準化と抑制を図りながら、調査点検に基づく優先度を設定した計画的な維持管理に取り組み、公園利用者の安全・安心を確保します。	みどり33推進担当部
⑤	橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み	世田谷区が管理する橋梁 159 橋について、日常管理の徹底と定期的な点検、計画的な修繕・架替えの実施により、橋梁の長寿命化と維持管理費用の縮減、平準化を図ります。	土木部
⑥	水路の維持の取組み	通常のパトロールにより点検し、必要に応じて補修等を行います。	土木部
⑦	その他、公共施設等総合管理計画に含まれる都市基盤施設の取組み	その他、街路灯維持管理、LED 街路灯新設改良、交通安全施設（ガードパイプなど）整備など、計画的に取り組みます。	土木部

その他、個別計画ごとの具体的な年次計画を示します。※素案では掲載していません。

4 行政経営改革効果額

行政経営改革の取組みによる効果額を示します。

※素案では掲載していません。